



ESG地域金融の推進について

2021年4月16日

環境省

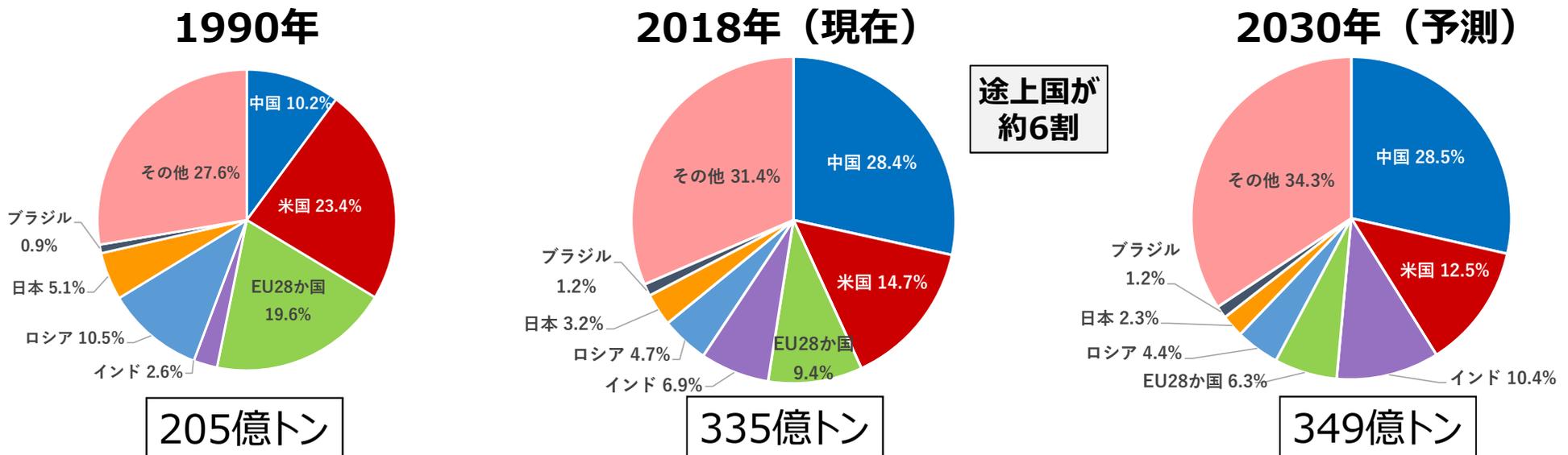


1. 2050年カーボンニュートラルに向けた議論 (国・地方脱炭素実現会議)

- **2015年のCOP21で採択**。それまでの「京都議定書」とは異なり、**すべての国連加盟国（197カ国・地域）が、温室効果ガスの削減目標を作ることとなった**。
- 世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ**2℃**より十分低く保ちつつ（**2℃目標**）、1.5℃に抑える努力を追求（**1.5℃努力目標**）。
- そのためにも、**今世紀後半に世界の脱炭素(カーボンニュートラル)※を実現**することを目標としている。

※CO2などの温室効果ガスの、年間の排出量と吸収量が差し引きでゼロとなる状態。

各国の排出量の比較



→ **米国**は、パリ協定が「不公平な経済的負担」を強いている、として**離脱を表明**（本年11月4日、正式に離脱予定）

(出典) IEA「CO2 emissions from fuel combustion 2020」「World Energy Outlook (2019 Edition)」等に基づいて環境省作成

三．グリーン社会の実現

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環を作り出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

2050年カーボンニュートラルに世界各国が走り出している



2050年までのカーボンニュートラルにコミット：

123カ国・1地域※

※ 2ヶ国が既にネットゼロを達成、5ヶ国が法律制定済、EUと3ヶ国は法案提出済、12ヶ国が政府文書に記載

	中期目標	長期目標
日本	<u>2030年度までに26%削減</u> （2013年度比）	<u>2050年カーボンニュートラル</u> （臨時国会における菅総理の所信表明演説）
EU	<u>2030年少なくとも▲55%</u> （1990年比） ※欧州理事会（12月10・11日）合意 ※2013年比▲44%相当	<u>2050年カーボンニュートラル</u> ※複数の前提を置いた8つのシナリオを分析
英国	<u>2030年までに少なくとも▲68%</u> （1990年比） ※2013年比▲55.2%相当	<u>2050年少なくとも▲100%</u> （1990年比） ※一定の前提を置いた3つのシナリオを提示
米国	パリ協定離脱 → バイデン次期大統領は2050年までの <u>GHG排出ネットゼロ</u> を表明	
中国	<u>2030年までに排出量を削減に転じさせる、</u> GDPあたりCO ₂ 排出量を2005年比65%超削減 （前者は今年の国連総会、後者は気候野心サミット2020で習主席が表明）	<u>2060年カーボンニュートラル</u> （今年の国連総会で習主席が表明）

2050年カーボンニュートラル実現に向けた展開

- 2050年までのカーボンニュートラル実現に向けては、**2030年までの10年間が重要**。
- 2030年までの**地域での再エネ倍増**に向けた取組などにより、地域で次々と脱炭素を実現していく**脱炭素ドミノ**を生み出す。

「ゼロカーボンシティ」は、約310自治体、人口規模では1億人超



「宣言」から「実現」へ
(予算措置)

- 情報基盤整備、計画策定、設備導入等の**一気通貫の支援**
- 脱炭素に向けた取組が、**地域経済循環を拡大し、レジリエンスを向上**

国・地方脱炭素実現会議

- ✓ 地域からの脱炭素ドミノを生み出す施策づくり
- ✓ 2025年までに先行的な脱炭素実現地域の創出を目指す

カーボンプライシング

- ✓ 経済産業省と連携し、成長戦略に資するカーボンプライシングの検討を再開

地球温暖化対策推進法

- ✓ 2050年カーボンニュートラルの位置づけや地域の再エネ活用促進に向けた制度整備の検討

温対計画・長期戦略

- ✓ 2030年中期目標実現に向けた施策強化の議論
- ✓ 2050年長期目標に向けた方向性の議論

国・地方脱炭素実現会議



- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。
- 数回の会議開催及び関係各方面からのヒアリング（第1回：2月16日地域再エネ、第2回：2月22日ライフスタイルを実施済。）を通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、5月中下旬～6月に取りまとめの予定。

構成メンバー：

<政府>

内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

<地方公共団体>

長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長



第1回国・地方脱炭素実現会議（令和2年12月25日）

地域脱炭素ロードマップのイメージ



2020

2025

2030

2050



イノベーションを待たず適用可能な最新技術をフル活用
足元からできることを直ちに実行

**5年の集中期間に
政策総動員**

**① 適用可能な最新技術でできる
重点対策を全国で実施**

- A) 屋根貸しなど未利用再エネの最大活用
- B) 住宅・公共施設の省エネ性向上
- C) 住民・観光客向けの再エネEVカーシェア
- ⋮

**② 先行モデルケースづくり
≡ドミノスタート)**

- 多様なスケール・テーマがありえる
- A) 公共施設の電力を100%再エネに
 - B) ゼロエミッションの公共交通整備
 - C) 小規模街区で再省蓄エネ&IoTで最適管理
 - ⋮
- 組み合わせでエリア全体の脱炭素も可能に

地域の主体的な取組を引き出す施策
実効性を確保するための指標や仕組みを盛り込む

全国でできるだけ多くの脱炭素ドミノ



脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある
地域社会を実現

地域によっては、カーボンマイナスを目指す

革新的技術も活用

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年4月14日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする368自治体（40都道府県、214市、6特別区、89町、19村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,011万人**※。

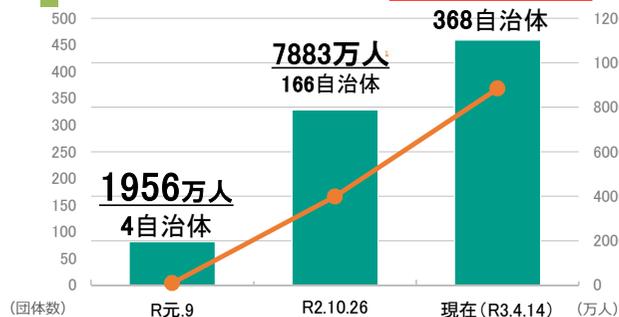
※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億72万人）

■ : 都道府県表明済
■ : 都道府県未表明・市区町村表明有



自治体人口・数の推移



表明市区町村（5,462万人）

北海道	山形県	茨城県	埼玉県	神奈川県	福井県	長野県	愛知県	大阪府	鳥取県	香川県	熊本県
古平町	東根市	水戸市	秩父市	横浜市	坂井市	白馬村	豊田市	枚方市	北栄町	善通寺市	熊本市
札幌市	米沢市	土浦市	さいたま市	小田原市	福井市	池田町	みよし市	東大阪市	南部町	高松市	菊池市
二七〇町	山形市	古河市	所沢市	鎌倉市	大野市	小谷村	半田市	大津市	米子市	宇城市	宇土市
石狩市	朝日町	結城市	深谷市	川崎市	山梨県	軽井沢町	岡崎市	大阪市	鳥取市	丸亀市	宇城市
稚内市	高島町	常総市	小川町	開成町	南アルプス市	立科町	大府市	阪南市	境港市	愛媛県	阿蘇市
釧路市	庄内町	高萩市	飯能市	三浦市	甲斐市	南箕輪村	田原市	豊中市	日南町	松山市	合志市
厚岸町	飯豊町	北茨城市	狭山市	相模原市	笛吹市	佐久市	武豊町	吹田市	島根県	高知県	美里町
喜茂別町	南陽市	牛久市	入間市	横須賀市	上野原市	小諸市	犬山市	高石市	松江市	四万十市	玉東町
鹿追町	川西町	鹿嶋市	日高市	藤沢市	中央市	東御市	蒲郡市	能勢町	邑南町	宿毛市	大津町
羅臼町	福島県	潮来市	春日部市	厚木市	市川三郷町	松本市	三重県	河内長野市	美郷町	福岡県	津陽町
岩手県	郡山市	守谷市	千葉県	秦野市	富士川町	上田市	志摩市	堺市	岡山県	大木町	高森町
久慈市	大熊町	常陸大宮市	山武市	葉山町	昭和町	高森町	南伊勢町	八尾市	真庭市	福岡市	西原村
二戸市	浪江町	那珂市	野田市	茅ヶ崎市	北杜市	伊那市	桑名市	和泉市	岡山市	北九州市	南阿蘇村
葛巻町	福島市	筑西市	我孫子市	寒川町	甲府市	飯田市	多気町	兵庫県	津山市	久留米市	御船町
軽米町	広野町	坂東市	浦安市	真鶴町	富士吉田市	岐阜県	明和町	明石市	玉野市	大野城市	嘉島町
野田村	楡葉町	桜川市	四街道市	新潟県	都留市	大垣市	大台町	神戸市	総社市	長崎県	益城町
九戸村	本宮市	つくばみらい市	千葉市	佐渡市	山梨市	郡上市	大紀町	西宮市	備前市	平戸市	甲佐町
洋野町	栃木県	小美玉市	成田市	粟島浦村	大月市	羽島市	紀北町	姫路市	瀬戸内市	五島市	山都町
一戸町	那須塩原市	茨城町	八千代市	妙高市	韭崎市	中津川市	度会町	加西市	赤磐市	長崎市	荒尾市
八幡平市	大田原市	城里町	木更津市	十日町市	甲州市	静岡県	滋賀県	豊岡市	和気町	長崎県	大分県
宮古市	那須烏山市	東海村	銚子市	新潟市	早川町	御殿場市	湖西市	奈良県	早島町	長崎県	大分市
一関市	那須町	五霞町	船橋市	柏崎市	身延町	浜松市	京都府	京都府	生駒市	久米南町	宮崎県
紫波町	那珂川町	境町	取手市	津南町	南部町	静岡市	京都府	天理市	天理市	美咲町	串間市
宮城県	鹿沼市	取手市	葛飾区	富山県	西桂町	牧之原市	和歌山県	三郷町	和歌山県	吉備中央町	鹿児島県
気仙沼市	群馬県	下妻市	多摩市	魚津市	忍野村	富士宮市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
富谷市	太田市	ひたちなか市	世田谷区	南砺市	山中湖村	御前崎市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
美里町	藤岡市	笠間市	豊島区	立山町	鳴沢村	藤枝市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
仙台市	神流町	ひたちなか市	武蔵野市	富山市	富士河口湖町	焼津市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
秋田県	みなかみ町	ひたちなか市	調布市	石川県	小菅村	伊豆の国市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
大館市	大泉町	ひたちなか市	足立区	加賀市	丹波山村	島田市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
大潟村	館林市	ひたちなか市	港区	金沢市	丹波山村	富士市	和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
	婦恋村	ひたちなか市	中央区	白山市	丹波山村		和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
	上野村	ひたちなか市					和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県
	千代田町	ひたちなか市					和歌山県	那智勝浦町	和歌山県	尾道市	鹿児島県

* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

地域脱炭素ロードマップの対象となる主要分野

①地域のエネルギーや資源の地産地消

②住まい

③まちづくり・地域交通

④公共施設をはじめとする建築物・設備

⑤生活衛生インフラ
(上下水道・ごみ処理など)

⑥農山漁村・里山里海

⑦働き方、社会参加

⑧地域の脱炭素を支える
各分野共通の基盤・仕組み

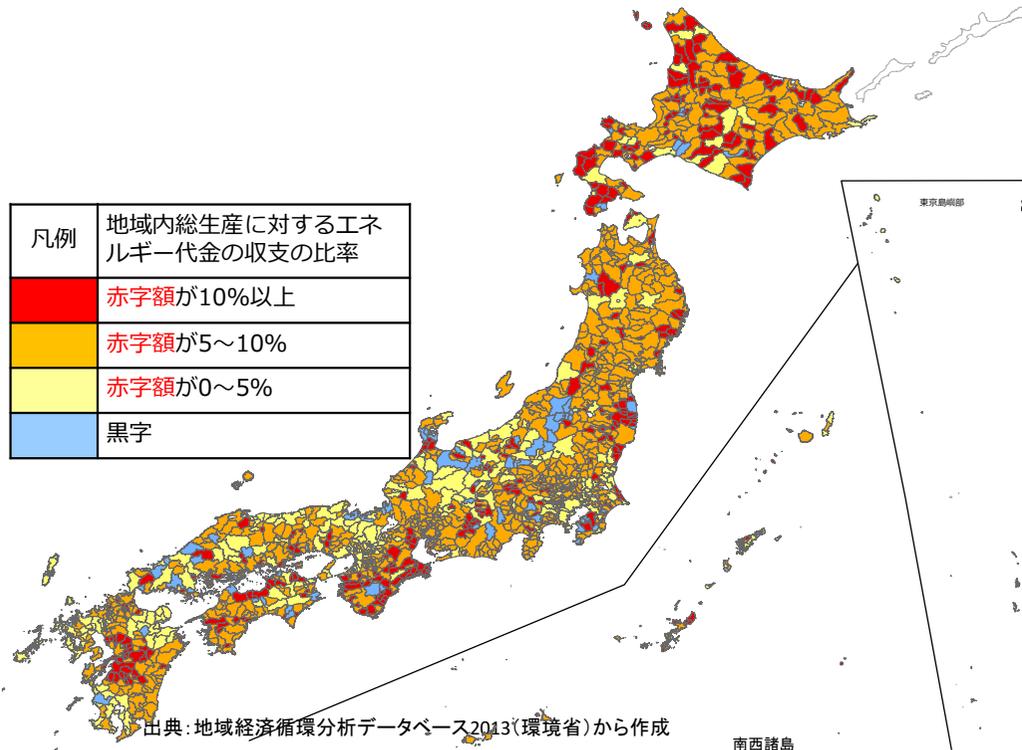
主要 8 分野の中に金融も
位置づけられている

・・・脱炭素を担う人材の育成・確保や、
地域のESG金融を通じた脱炭素投資
(域内経済循環)につなげる

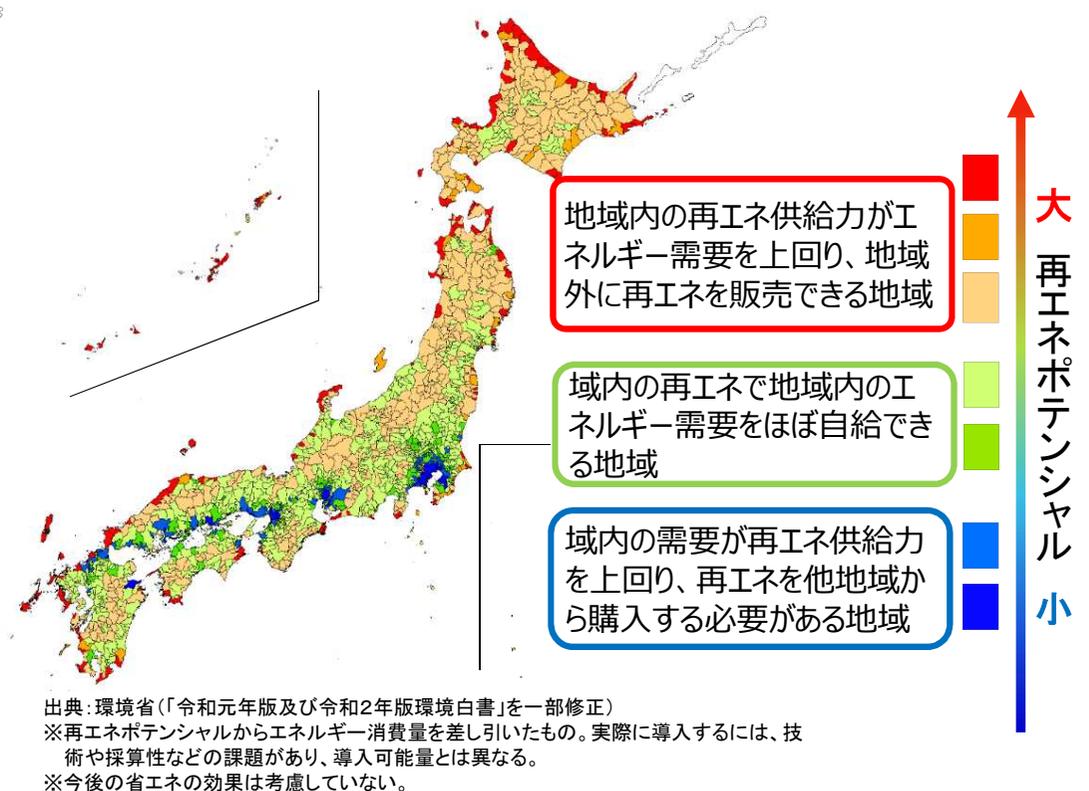
地域における再エネ活用の意義

- 再エネ活用の地域でのメリット：①経済の域内循環、②産業と雇用創出、③レジリエンス向上
- 日本全体にも貢献：①エネルギー自給率の向上、②化石燃料輸入代金の低減
- 地域再エネの活用により、多くのメリットとともに、脱炭素化を進めることができる

市町村別のエネルギー収支



市町村別の再エネ導入ポテンシャル



- 9割超の自治体のエネルギー収支が赤字(2013年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。
- 国全体でも年間約17兆円を化石燃料のために海外に支払い(2019年)
- 再エネの最大限の活用に向け、再エネポテンシャルが豊富な地方と、エネルギー需要密度が高い都市の連携が重要。

- ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を**一気通貫で支援**
- 地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域経済循環の拡大(地域に裨益する形での再エネ事業の推進)、レジリエンス向上を同時実現

フ
ロ
ー
組



課
題

- 現状把握や計画策定、再エネ導入に関する知見・人員の不足
- 環境影響や経済効果等の情報不足
- 合意形成プロセスの不在
- 地域主導の再エネ事業のノウハウ・人材の欠如
- 災害時のエネルギー確保

支
援
策

- 地域脱炭素シナリオや再エネ目標の策定支援
- 地域関係主体の合意形成支援
- 地域再エネ事業の実施・運営体制の構築及び人材育成支援
- 防災にも資する自立・分散型エネルギーシステム導入支援等

ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ (補正200億円、当初204億円)

「3つの移行」による経済社会のリデザイン（再設計）

<ウィズコロナ・ポストコロナの時代>

「3つの移行」で経済社会をリデザイン（再設計） ⇒地域循環共生圏（ローカルSDGs）の創造

脱炭素社会

- ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ
- 「新たな日常」の脱炭素化
- 脱炭素イノベーション加速化

循環経済

- プラスチック資源循環戦略の具体化
- 持続可能な廃棄物処理体制構築
- レジリエントな廃棄物処理

分散型社会

- 「気候変動x防災」「適応復興」によるレジリエント化
- 国立公園の抜本強化
- 新たな里地里山里海の創造

移行を支える取組

ESG金融・ナッジ等を活用した社会変革

- ESG金融、インパクトファイナンス
- ナッジ
- 脱炭素経営、スタートアップ支援

環境外交の強化

- COP26、COP15 に向けた外交強化
- 大阪ブルーオーシャンビジョン拡大・深化
- 脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出

基盤となる健康と環境を守る取組

- 人獣共通感染症対策
- 石綿、PCB、水俣、動物愛護管理

東日本大震災からの復興・創生と未来志向の取組

- 福島環境再生に向けた取組の着実な実施
- 未来志向の環境施策推進による復興加速
ー希望ある未来へのリデザインー

地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

■ 地域循環共生圏とは・・・ローカルSDGs

各地域がその特性（課題・ニーズ）に応じ、**地域資源**を活かし、**自立・分散型の社会**を形成しつつ、近隣地域と補完し、支え合うことで創造。

環境・社会・経済の統合的課題解決により**脱炭素とSDGs**が実現した、魅力あふれる**地域社会像**。

■ 「地域循環共生圏」創造の重要なポイント

- ✓ ①地域課題とニーズを適確に捉え、②対応する地域資源を発見・活用し、③縦割りを超えた新たなパートナーシップを形成、地域連携を深化させ、④新たな価値を創造し、地域経済循環を向上させる
- ✓ 更に、「**テクノロジー×デザイン**」で課題を克服しつつ魅力を上げ、異分野との連携により「**単一的取組から多面的取組**（統合的課題解決）」に深化させていく



■ 地域循環共生圏は、**ローカルビジネスの創出**や、**地域経済の活性化・経済循環拡大**にも大きく貢献。

■ 紹介事例は緒に付いたばかりで構想ステージのものも多い。今後、**Society5.0**も活用し更なる**異分野連携**や**統合的課題解決**を**地域ビジネスベース**で進められるよう**環境省もプレーヤー**として最大限活動。

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業 を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

足下から2030年、
そして2050年にかけて成長分野は拡大

エネルギー関連産業

①洋上風力産業
風車本体・部品・浮体式風力

②燃料アンモニア産業
発電用バーナー
(水素社会に向けた移行期の燃料)

③水素産業
発電タービン・水素還元製鉄・
運搬船・水電解装置

④原子力産業
SMR・水素製造原子力

輸送・製造関連産業

⑤自動車・蓄電池産業
EV・FCV・次世代電池

⑦船舶産業
燃料電池船・EV船・ガス燃料船等
(水素・アンモニア等)

⑨食料・農林水産業
スマート農業・高層建築物木造化・
ブルーカーボン

⑪カーボンリサイクル産業
コンクリート・バイオ燃料・
プラスチック原料

⑥半導体・情報通信産業
データセンター・省エネ半導体
(需要サイドの効率化)

⑧物流・人流・
土木インフラ産業
スマート交通・物流用ドローン・FC建機

⑩航空機産業
ハイブリット化・水素航空機

家庭・オフィス関連産業

⑫住宅・建築物産業/
次世代型太陽光産業
(ペロブスカイト)

⑬資源循環関連産業
バイオ素材・再生材・廃棄物発電

⑭ライフスタイル関連産業
地域の脱炭素化ビジネス

※来春のグリーン成長戦略の改定に向けて目標や対策の更なる深掘りを検討。

2. ESG地域金融の推進に向けた国内施策

ESG金融ハイレベル・パネル 2つのタスクフォース

- 2020年3月10日、ESG金融ハイレベル・パネル（第2回）において、同パネルの**行動する場としての側面を強化するため、具体的な議論を深めるテーマごとに2つのタスクフォースを置く**ことが承認された。
- 各タスクフォースは、基本的に有識者及び実務専門家から構成し、独立して議論を行った結果をESGパネルに報告する。

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

座長： 水口 剛 高崎経済大学学長 同大学経済学部 教授

検討事項

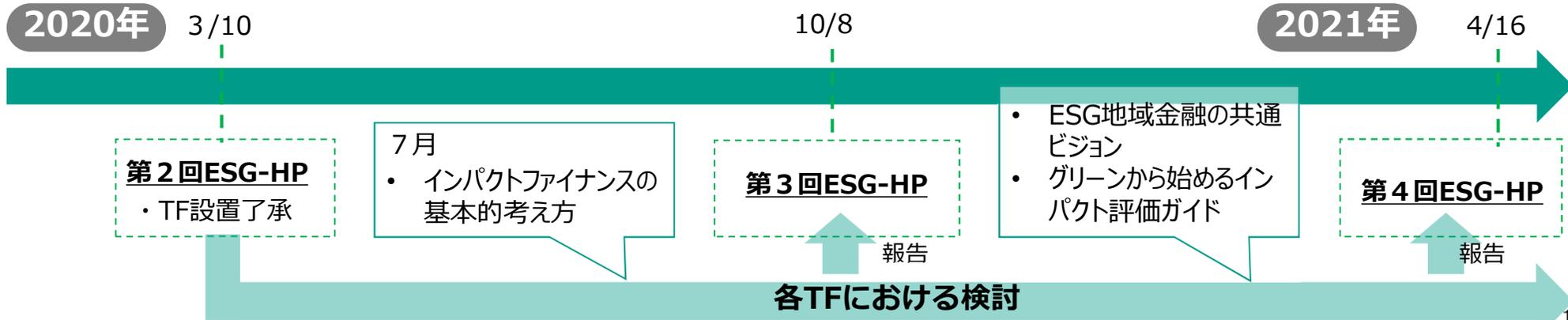
- ポジティブインパクトを生むことを意図する金融の普及に向けた基本的考え方について
- グリーンを起点とするインパクト評価ガイドなどインパクト評価の在り方について 等

ESG地域金融タスクフォース

座長： 竹ヶ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長
兼 経営企画部サステナビリティ経営室長

検討事項

- 持続可能な社会の形成に向けた地域金融機関の地域における役割について
- ESG地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョンについて 等



第3回 ESG金融ハイレベルパネル（2020年10月8日）概要

- ESG金融ハイレベル・パネル（第3回）では、同パネル下に置かれた「**ポジティブインパクトファイナンス**タスクフォース」及び「**ESG地域金融タスクフォース**」における議論の中間報告がなされた。
- また、我が国の金融主体としての共通認識を国内外へ発信していくとの観点から、「**ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言**」が採択された。

1 ポジティブインパクトタスクフォースからの進捗報告

- 2020年4月～6月末までの議論を通じて取りまとめられた、「**インパクトファイナンスの基本的な考え方**」の概要（インパクトファイナンスの定義、位置づけ、意義、基本的流れ、民間の取組事例等）を紹介。
- インパクトファイナンスの普及に向けたロードマップを紹介し、**すべてのアセットクラスでの実践を最終目的**とし、今後「**グリーンインパクト評価ガイド（仮称）**」の作成等を行っていくことを報告。



水口剛 座長（インパクトTF）
高崎経済大学副学長
同大学経済学部 教授

2 ESG地域金融タスクフォースからの進捗報告

- 2020年6月～9月末までの議論を通じて取りまとめられた「**持続可能な社会の形成に向けたESG地域金融の普及展開に向けた共通ビジョン（骨子案）**」の概要を紹介、今後共通ビジョンを取りまとめると報告。
- 共通ビジョン骨子案作成における論点として、「**ビジョンの意義・位置づけ**」、「**ESG地域金融と時間軸（短期と長期）**」、「**インパクト**」が挙げられた。



竹ヶ原啓介 座長（地域金融TF）
株式会社日本政策投資銀行
執行役員 産業調査本部副本部長 兼
経営企画部サステナビリティ経営室長

3 ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言

- ESG金融ハイレベル・パネルメンバーとして、引き続きESG金融の主流化に向けて**質・量の両面で強力にESG金融を推進**するとともに、**環境や社会へのポジティブなインパクトを生み出していくため**、各金融主体が**インパクトファイナンスの普及・実践に向けて必要なステークホルダーと連携して取り組む旨**を宣言。



小泉環境大臣

地域と暮らしの脱炭素化と地域経済の活性化を実現するESG地域金融の普及展開



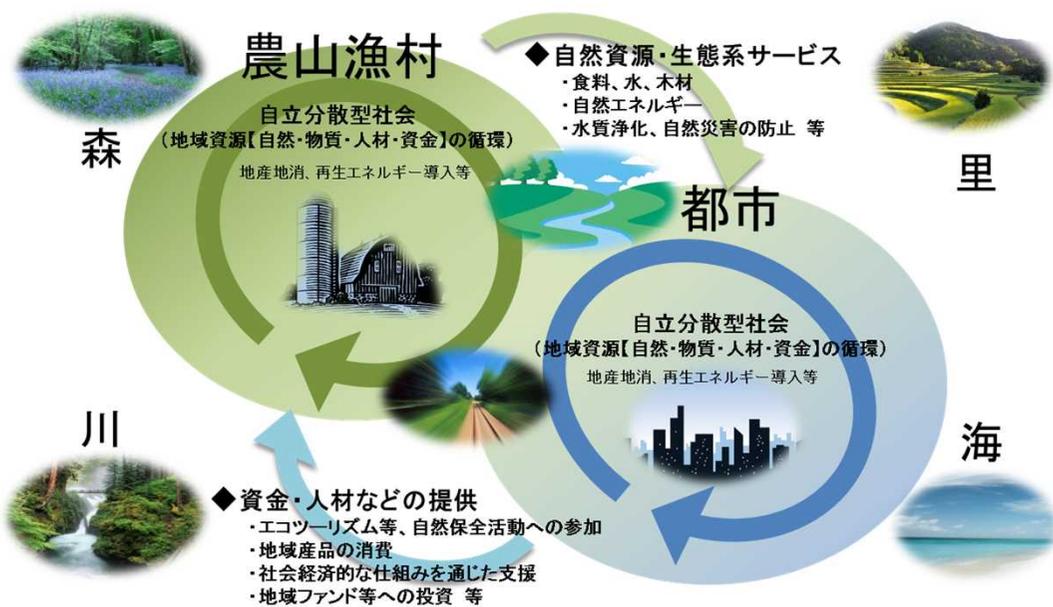
- 2050カーボンニュートラルに向けて、地域と暮らしの脱炭素化と地域経済の活性化を実現していく上では、地方自治体と並んで、**地域金融機関によるESG地域金融の取組が重要**。
- 国としてのビジョンを示すとともに、先進的な地域金融機関と連携し、**地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築のモデルづくりを推進**。

✓ ESG地域金融の実践へ

✓ 具体的な取組の支援

✓ 知見の整理

地域循環共生圏
(ローカルSDGs)



< ESG地域金融のイメージ >



地域における
環境と経済の
好循環の
創出

地域におけるESG金融促進事業

- 間接金融中心の我が国において、金融機関に対して地域の持続可能性の向上や地域循環共生圏の創出に資するESG金融促進を図る支援を行う。
- 実施結果等を踏まえ、2021年3月31日に公表した「ESG地域金融実践ガイドver2.0」を改訂

令和2年度実施概要

ESG金融の要素を考慮した経営の支援 ※11機関採択

- ✓ 有望なグリーンプロジェクト等の地域の市場調査、将来性・利益性の掘り起こし
- ✓ 支援先機関に対する案件組成支援等を通じた、ESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等の検討支援
- ✓ 支援先機関内におけるESG金融取り組み促進へ向けた仕組みづくり

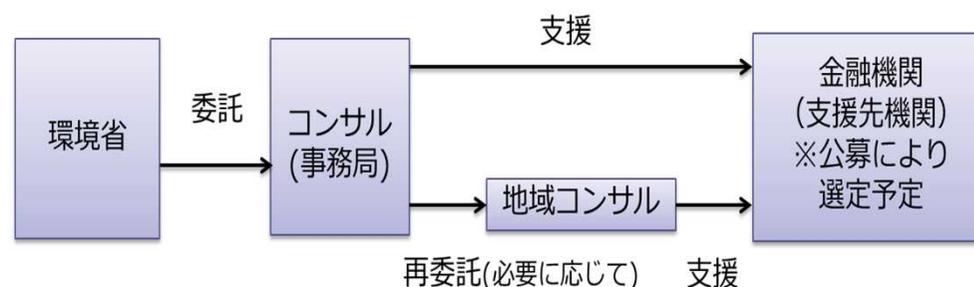
ESG地域金融の経営層ダイアログ

- ✓ 有識者と金融機関の経営層にて、ESG地域金融に関するダイアログを実施。

ESG地域金融勉強会の開催

- ✓ ESG地域金融の考え方及び実践方法等についての勉強会の開催。

事業イメージ



ESG地域金融実践ガイド

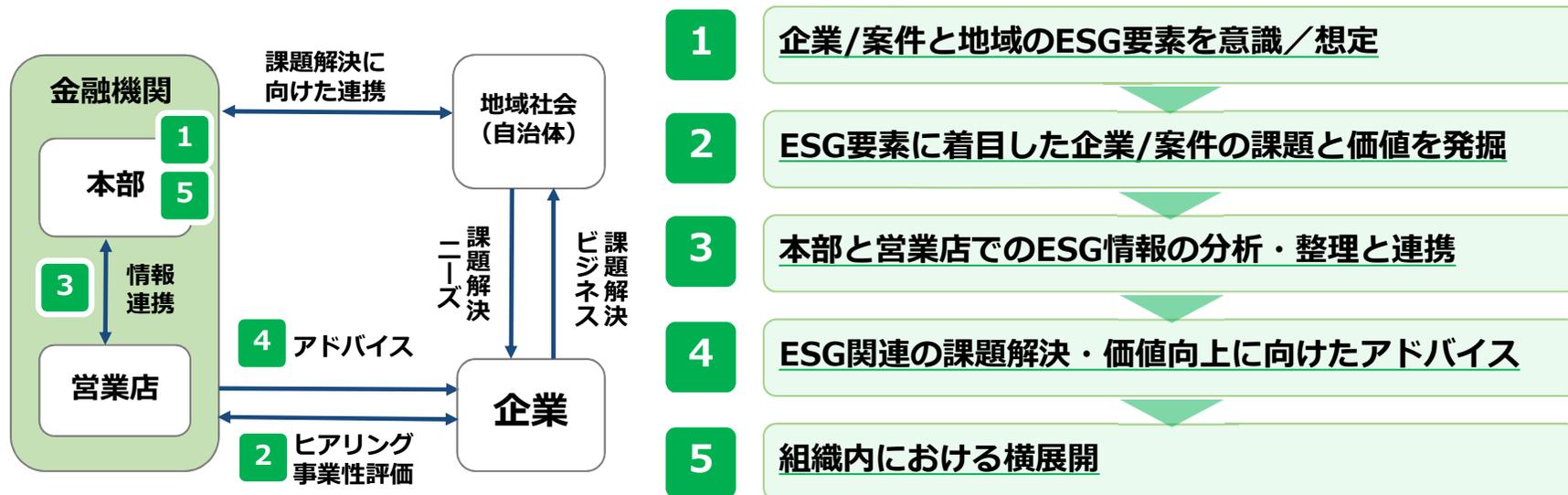
- 持続可能な社会・経済づくりに向け、地域金融機関には、地域の特性に応じたESG要素を考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援が期待される（ESG金融懇談会提言抜粋）。
- 個別金融機関への案件構築支援等を通じて、金融機関がESG金融を実践していくための手引きとなる「ESG地域金融実践ガイド」を2020年4月に取りまとめ。

ESG地域金融実践ガイドの全体像

ESG地域金融の本質

- ✓ 地域資源・課題を把握し、ESG要素に起因する地域や企業への影響（ESGリスク・機会）を中長期的に見据える。
- ✓ この様な中長期的視点でESG要素に着目して企業を発掘し、課題・価値や地域のニーズを踏まえた事業性評価を行い、これに基づく融資・本業支援等を行うこと。

実践ガイドの内容



ESG地域金融の効果

- ✓ 地域循環共生圏を構築し、地域経済の持続可能な発展に貢献。
- ✓ 地域金融機関自身の持続可能なビジネスモデル構築にも役立つ。

ESG地域金融実践ガイド改訂（2021年3月）のポイント

- 環境省では、2020年4月に取りまとめた「ESG地域金融実践ガイド」を改訂し、2021年3月に「ESG地域金融実践ガイド2.0」を公表した。
- これは、「ESG地域金融促進事業」を通じて得られた知見をもとにしたものであり、「共通ビジョン」を実践に移すための手引きとしての機能が期待される。

ガイド改訂のポイント

1 経営陣のためのサマリーの拡充

- 2020年度生じた環境変化（コロナウィルス、2050年カーボンニュートラル）により、時間軸が追加され、期限が定まった点を説明
- 経営課題としてESG地域金融を認識し、地域経済エコシステムの構築に向けた取組を実施する上でのポイントを説明

2 実務者向けサマリーの新設

- ESG地域金融を実践する上での基本的な考え方、想定される3つのアプローチ（後述）を説明
- 3つのアプローチで共通して重要な4つの事項を紹介

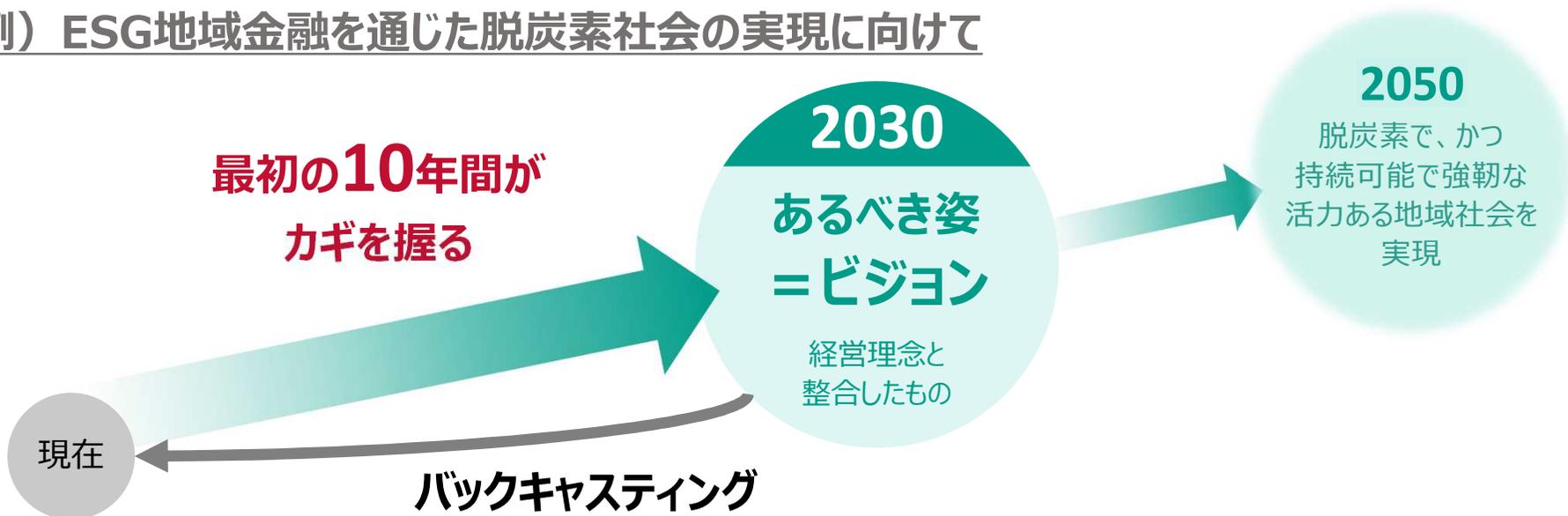
3 実践ポイントの説明の拡充

- アプローチごとに実践手順、実践におけるポイント、組織体制・ステークホルダー、留意事項を解説
- 特に、支援策の検討における考え方や留意事項に関する説明を強化

長期ビジョンの提示と経営方針・戦略への落とし込み

- ESG地域金融の成否は、地域金融機関の経営者のコミットメントがカギとなる。経営者は、ESG地域金融を経営課題として認識し、将来のあるべき姿の実現に向けて経営方針・戦略を策定し、組織への浸透を図ることが求められる。その際、足元の状況を踏まえつつも、中長期目線での戦略構築が重要となる。
- 例えばESG地域金融の実践を通じて、持続可能な形で脱炭素社会を実現することを目的とした場合、最初の10年が重要であることを踏まえ、2030年に向けたビジョンを提示し、その実現に向けた戦略を構築することが重要となる。

(例) ESG地域金融を通じた脱炭素社会の実現に向けて



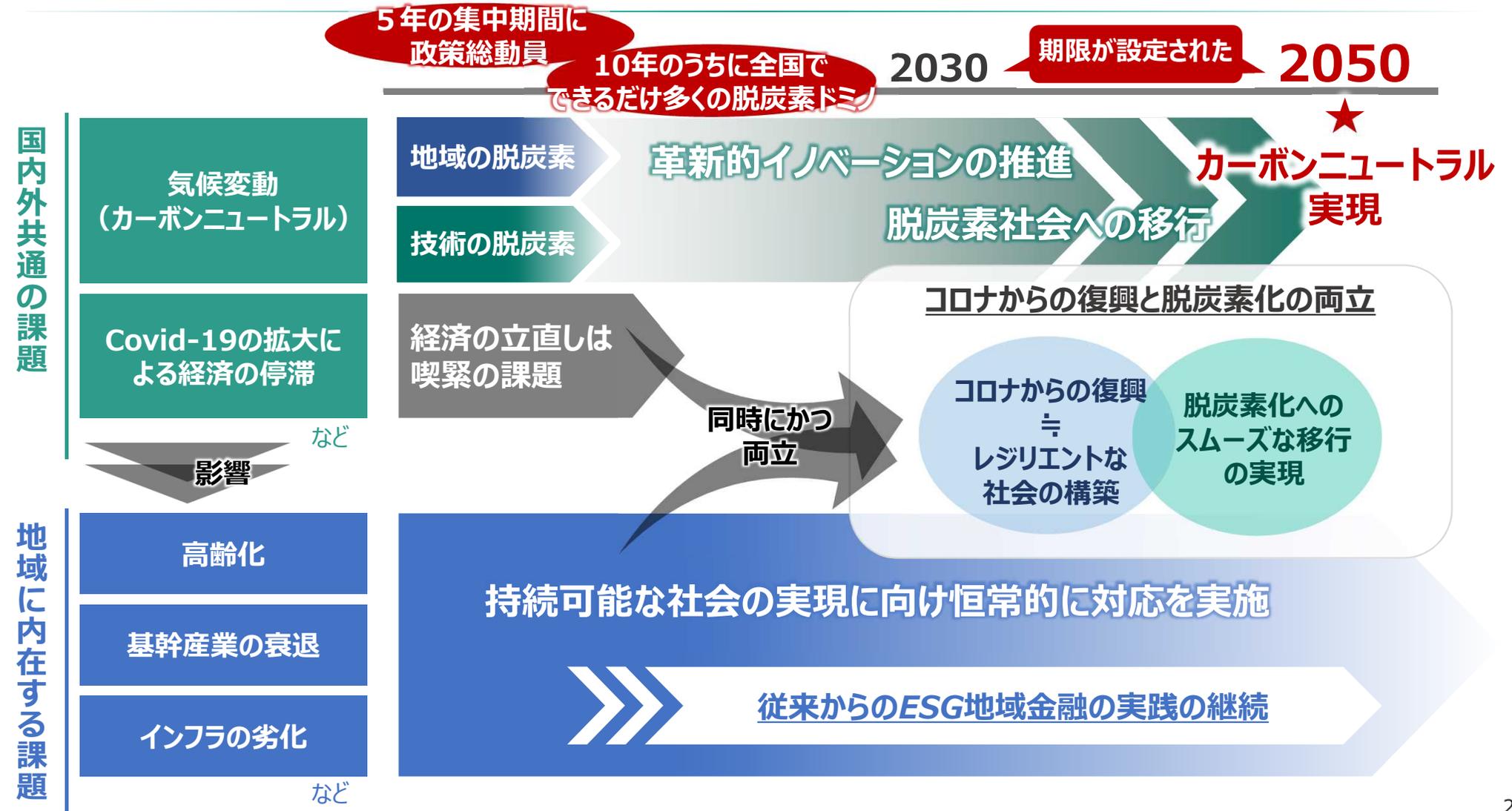
経営方針・戦略

ESG地域金融へのコミットメント

2030年のあるべき姿（脱炭素化等）を実現するための地域資源の統合的な活用方針、方法を示す

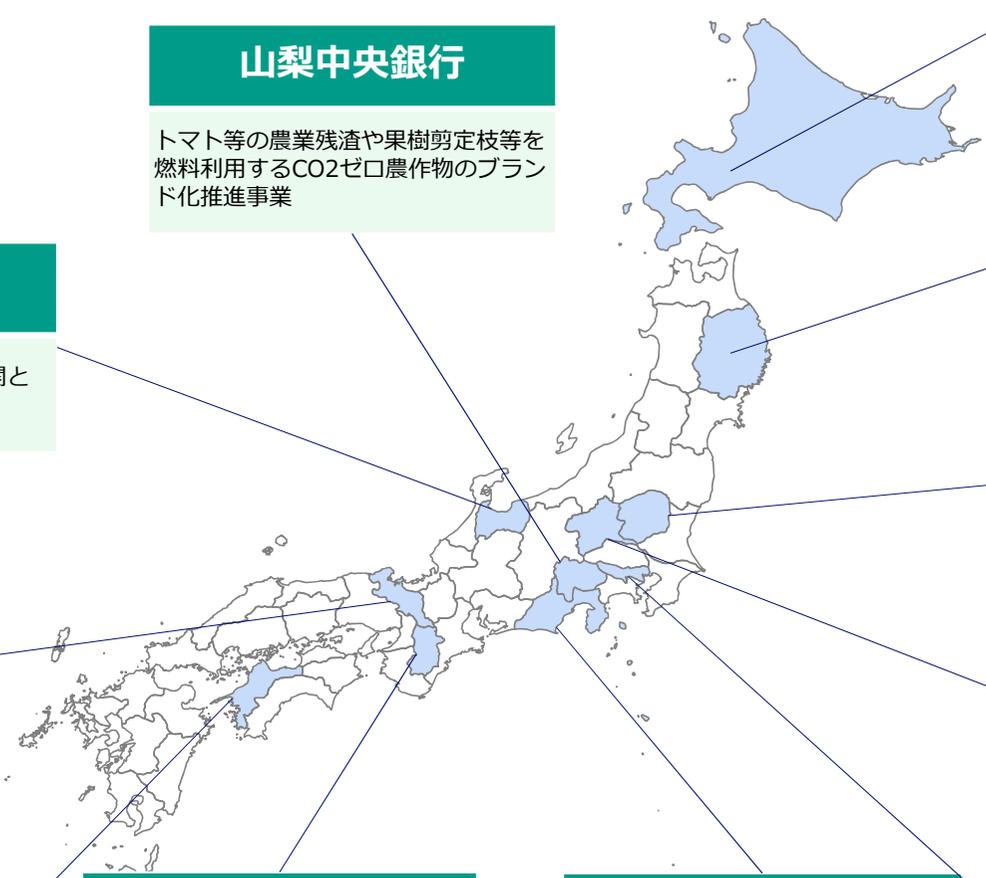
地域社会を取り巻く課題の変化

- 地域金融機関は、これまでも生産年齢人口の減少と高齢化に伴う人手不足やマーケットの縮小など**地域に内在する課題と向き合い**、持続可能な地域社会の実現に向けて、**ESG地域金融と認識される取組を検討・実践してきた**。
- 今般のコロナウィルスの拡大による経済活動の停滞や、2050年カーボンニュートラル宣言は、従来から地域に内在化していた課題にも影響を及ぼすとともに、「2050年」や「これからの10年」など**時間軸の概念を追加し、課題解決の期限が設定された**。



ESG地域金融促進事業 | 2020年度採択機関

- 地域金融機関に対し、地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築等の支援を行うことにより、ESG金融の取組促進を目的。
- 今年度11機関への支援を踏まえ、ESG地域金融実践ガイド (※) を改訂。



北海道銀行

気候変動を踏まえた北海道の水産業にかかる地域金融の実践について

岩手銀行

地域でヒト・モノ・カネを回す域内循環モデル構築事業

栃木銀行

持続可能性を軸とした地域コミュニティの形成および地域課題解決伴走支援の仕組み化

東和銀行

医療・福祉施設を対象とする『災害対応型の太陽光発電・蓄電池等による電力自給』モデル事業

きらぼし銀行

知的資産経営導入プロジェクト取組先へのESG要素を考慮した新たな事業性理解の実現

浜松いわた信用金庫

サーキュラー・エコノミー実現に向けた地域エコシステム構築事業

山梨中央銀行

トマト等の農業残渣や果樹剪定枝等を燃料利用するCO2ゼロ農作物のブランド化推進事業

奈良中央信用金庫

良質な森林資源“吉野材”を活用した新たな居住様式の創造による地方創生奈良モデルの確立

北陸銀行

気候変動関連に対する地域金融機関としての取引先への支援体制の確立

愛媛銀行

養殖漁業に対するESG要素を考慮した事業性評価の導入及びモデル構築事業

京都信用金庫

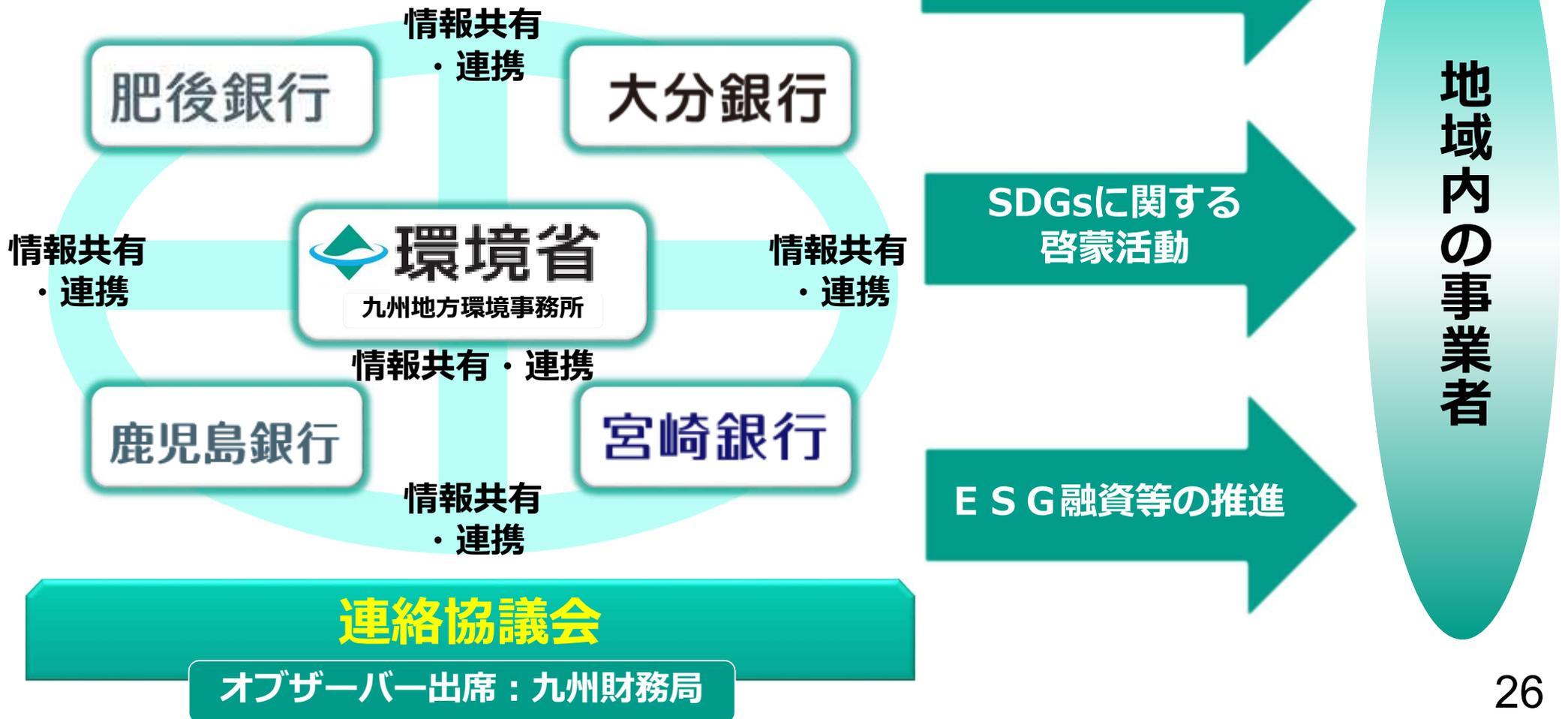
アフターコロナにおけるESG金融の実践を通じた地域エコシステムの構築

中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定



中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定書 調印式 (令和2年1月18日)

<発足時>



ローカルSDGsの推進に向けた環境省・第二地方銀行協会の連携協定

(2020年12月18日)



- 令和2年(2020年)12月18日、環境省と第二地方銀行協会は、地域及び持続可能な地方創生への対応力を一層強化するため、「**ローカルSDGsの推進に向けた連携協定**」を取り交わした。
- 今後、本協定に基づき意見交換やそれぞれの事業への協力等の連携を進めていく。

ローカルSDGsの推進に向けた連携協定(概要)

(目的)

ローカルSDGsの推進に向けて相互の取組を補完し、地域金融機関及び行政機関としての機能を通じた地域及び持続可能な地方創生への対応力を一層強化すること

(連携分野)

- (1) 地方創生への貢献に関する事項
- (2) 地域課題の解決に資する事項
- (3) 脱炭素、資源循環、自然環境保全等の取組に関する事項
- (4) 政府、自治体、企業等のステークホルダーとの連携に関する事項
- (5) 前各号に関連する取組支援を目的とした相互の情報提供等に関する事項
- (6) 前各号に関連する事業や枠組に対する相互の参加・協力に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要と認める事項

※ローカルSDGs

各地域が相互に連携して地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、環境・経済・社会の課題を統合的に解決し、地域の活力が最大限に発揮される状態(「地域循環共生圏」の確立)を目指すこと



笹川環境副大臣 西川会長【画面】 服部常務
(愛媛銀行頭取)



- 2021年3月31日、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、**金融庁監督局参事官と環境省大臣官房審議官**を共同チーム長とする「**持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム**」を発足
- 両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的としている

概要

地域の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体とも密接な関係を持ちながら、**多面的に連携・共創していく地域経済エコシステムの形成や地域課題の解決を通じた地域経済の活性化や、地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会づくり**に資する取組について、**両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的とする。**

<当面の体制>

チーム長

- ・ 金融庁監督局参事官
- ・ 環境省大臣官房審議官

※ 構成員は今後必要に応じて追加。

チーム員

- ・ 金融庁監督局総務課地域課題解決支援室長及び同室担当者
- ・ 環境省大臣官房環境経済課課長・環境金融推進室長及び同課室担当者

主な連携項目

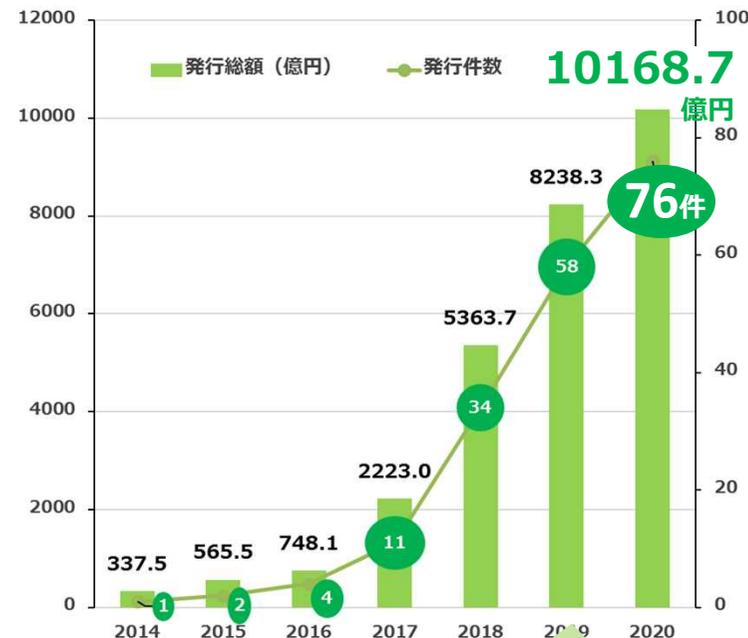
地域課題の解決を通じた地域経済の活性化、地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会づくり「**地域循環共生圏**」に有効な取組みについて、当面、以下のテーマを連携。

- ① **地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援**
- ② **地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援**
- ③ **地域金融機関におけるSDGs/ESGの実践等を通じた持続可能な地域経済社会の活性化に向けた取組支援**

日本のグリーンボンドの市場拡大に向けた取組について

- ◆ グリーンボンド（GB）とは、企業や自治体等が、グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券。ESG投資の世界的普及等を背景に、国際的に発行が急増。
- ◆ 再エネ・省エネ等に必要な巨額の追加投資に民間資金を呼び込む有効なツールとして注目されている。

国内企業等によるグリーンボンドの発行推移



2020年も前年比1.2倍と堅調に推移



1

先進国初の、企業・財投機関によるグリーンボンド（GB）発行の強力な支援

- 2018年度からGBの発行に要する追加コストの補助スキーム（2019年度5億円、2020年度5億円）
- 先進国では初のスキームで、国際資本市場協会（ICMA）や、ロイター紙等の海外紙からは、高く評価。

2

グリーンボンドガイドラインの改定により市場のインフラ整備

- 国際動向を踏まえアップデート（CBIにもコメント照会）

3

モデル的なグリーンボンドの発行事例創出支援

- 2017年度からGB発行モデル創出事業を実施。
- モデル性を有するスキームについて助言とガイドライン準拠性を確認し、情報発信

4

あらゆる金融活動にGreenを織り込む

- 間接金融中心の日本では、投資のみならず融資のグリーン化に向け、グリーンローンガイドラインを整備
- 地域金融機関に対しても、融資の事業性評価にESGを織り込むプロセス構築支援

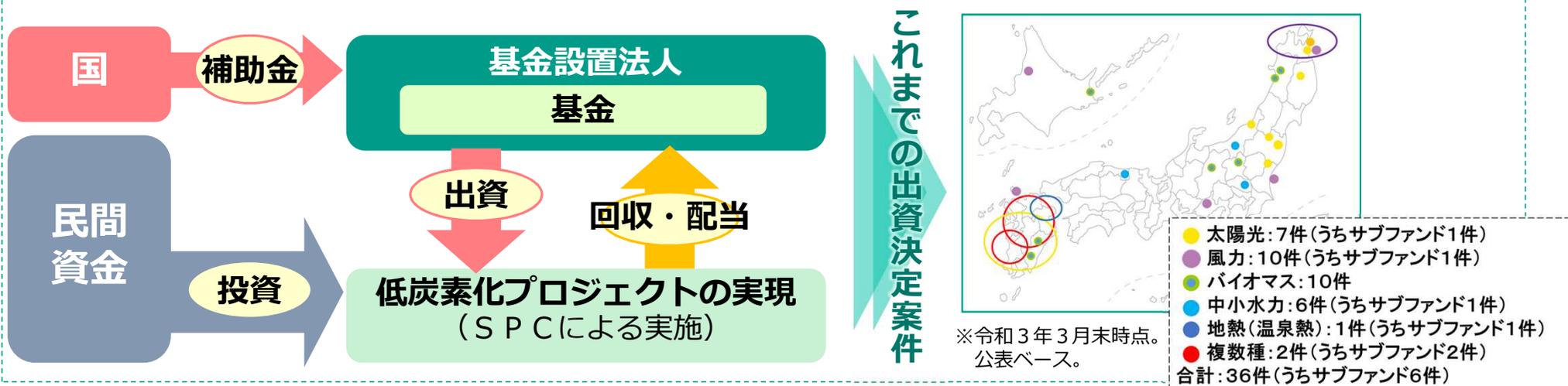
5

ESGファイナンス・アワードの実施

- 2018年度はグリーンボンドアワードを実施。
- 2019年度から、ESGファイナンス・アワードに拡充して実施。

地域低炭素投資促進ファンド事業（グリーンファンド）

- ◆ 一定の採算性・収益性が見込まれる地域における再生可能エネルギー事業等を、「**出資**」により支援するファンド事業。 ※固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。
 - 再生可能エネルギー事業は、発電施設稼働後は安定的な収益を得られるが、稼働までのリードタイムが比較的長く、稼働までの資金の工面が問題。
 - 地域における再生可能エネルギー事業を拡大していくため、地域の事業者の資本力を出資により改善し、これによって、事業者が地域金融機関等からの融資を得られるようになることを期待。



例 秋田県木質バイオマス発電事業

CO2削減年間約
7.8万t



呼び水効果17倍

▶ 地元の林業者と連携し、適切な森林管理、地元林業の活性化、雇用創出に貢献



脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- (1) リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げる。
- (2) サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の(1)～(2)に基づき、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助する。

- (1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合
 - ① ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等
 - ② ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等
- (2) サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合
 - ① サプライチェーン全体として、トップティア等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等
 - ② サプライチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりサプライチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等

3. 事業スキーム 間接補助事業（補助率は下表のとおり）

■ 事業形態

(1) リース会社のESGの取組		(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組	
○	◎	○	◎
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組
総リース料の1～4%	①の率に対して+1%	総リース料の1～4%	①の率に対して+1%

※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。

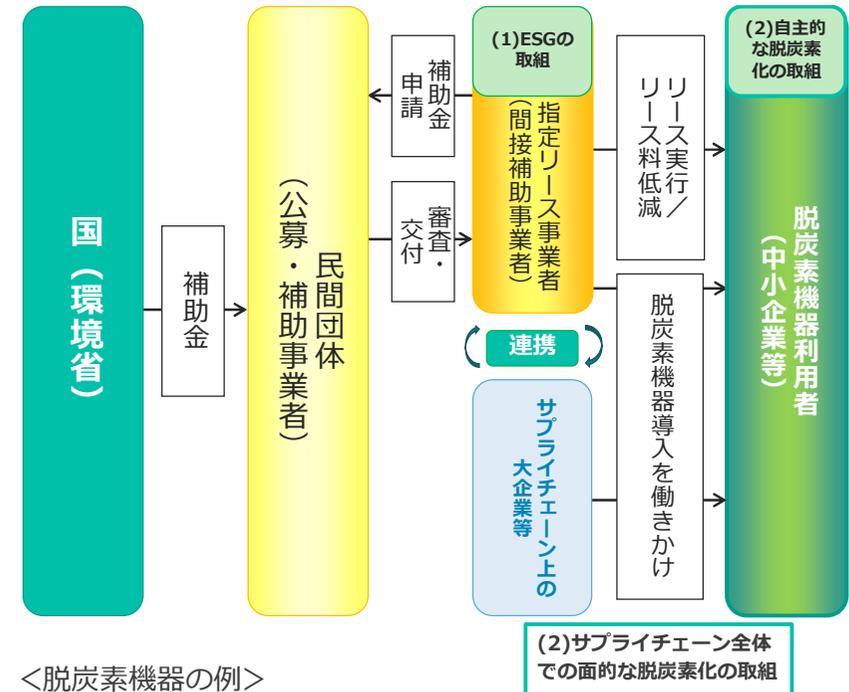
■ 補助対象

民間事業者・団体

令和3年度～令和7年度

■ 実施期間

4. 事業イメージ

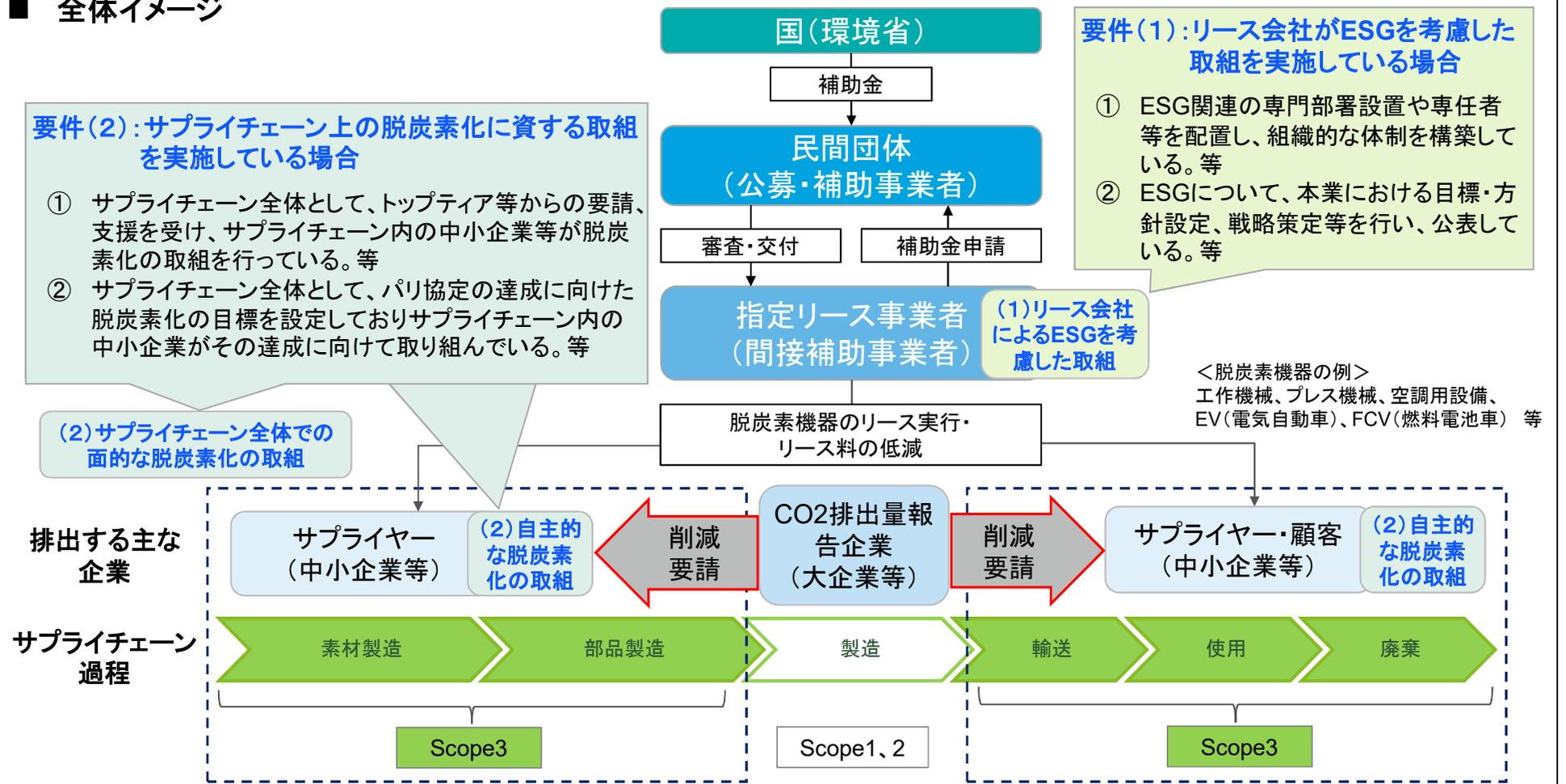


<脱炭素機器の例>

工作機械、プレス機械、空調用設備、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等

ESGリースを活用した脱炭素社会の実現

■ 全体イメージ



■ 「エコリース」から「ESGリース」へのステップアップのための具体的取組策

- (1)リース会社(供給側)自身のESGの取組促進
- (2)サプライチェーンにおける中小企業(需要側)の面的取組の促進

「ESGリース」では、次頁事例のような具体的な取り組みを積極的に支援し、脱炭素社会の構築、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

■ 具体的事例

(1) ESGを考慮した取組を実施するリース会社

①ベースとなる取組の事例

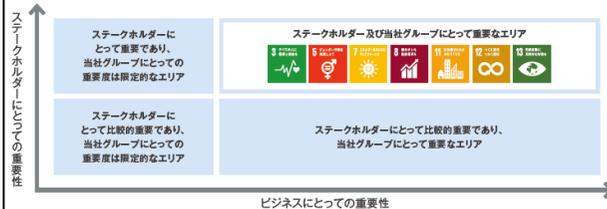
部署・体制(例:A社)

- 「SDGs推進委員会」にて、全部門から委員が参加し、SDGs経営の推進に向けた体制を整備



エンゲージメント(例:B社)

- 重要課題として「気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応」を抽出し再生可能エネルギーの普及を支援



イニシアティブ(C社)

- グループ会社は以下のイニシアティブ等に支持・参画
- ✓ パリ協定(支持)
- ✓ SDGs(持続可能な開発目標)(支持)
- ✓ 国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(参加)
- ✓ 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)(賛同)

②特に優良な取組の事例

戦略策定・公表(例:D社)

- 気候変動問題と再生可能エネルギーに関するKPIと目標を設定(表は一部抜粋)

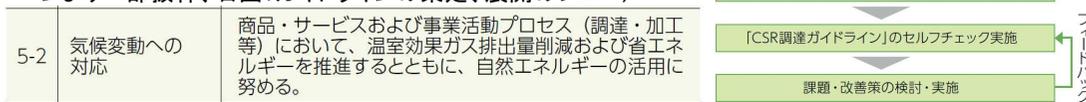
取り組みテーマ	KPI 実績及び計画(アウトプット)			社会・環境への貢献
	具体的取組	2019年度実績	今後の目標	
再生可能エネルギーの供給拡大	太陽光発電事業によるグリーンエネルギー供給	200MW-dc	200MW-dc [2021]	CO2の削減効果(推定値)70,054t-CO2[2019]
Bリースグループの事業消費電力の再生可能エネルギー化	目標を掲げ事業消費電力の再生可能化を推進	RE100へ加盟 再エネ活用検討に着手	2030年目標 50% 2050年目標 100%	再エネ活用を推進するとともに需要側の声をマーケットに発信
金融サービス提供を通じた再生可能エネルギー普及等の支援	「B 再エネ100宣言・サポートプログラム」による、RE100及び再エネ100宣言 RE Action参加企業・団体への金融サービス提供	グリーンボンドを発行しプログラムの提供開始(プログラム提供数 15団体)	再エネ100宣言 RE Actionの推進に貢献し、プログラムの更なる提供拡大を図る	RE Action参加企業の再エネ推進を金融サービス提供を通じて後押し <主なリース実績>LED照明、電気自動車用充電器、グリーン購入法適合機器
先端再生関連技術の普及推進	再生関連技術ベンチャー企業をサポート	ヒラソル・エナジー社への出資	新技術・製品の販売、サービス提供をサポート	先端再生関連技術の普及

(2) 脱炭素化に資する取組を実施するサプライチェーン

①ベースとなる取組の事例

サプライヤーへの要請(例:E社)

- CSR調達ガイドラインを作成し、すべての一次サプライヤーを対象に温室効果ガスの削減等に関する基準を策定し同意を要請
- サプライヤー自身での取組のセルフチェックと、結果の報告を可能とするWebサイトを作成し、実施を呼びかけ(下表:ガイドラインより一部抜粋、右図:ガイドラインの策定、展開のフロー)



サプライヤーへの要請(例:F社)

- CSR調達ガイドラインに基づき、サプライヤーが遵守すべき事項の1つとして温室効果ガス削減に係る自主目標の設定と取組実施を要請(表はガイドラインより一部抜粋)

Ⅲ-4. 温室効果ガスの排出量削減	温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。
Ⅲ-6. 資源・エネルギー有効活用	省資源・省エネルギー、生物多様性に配慮した資源利用を実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。併せて、資材・用紙の調達などの物品購入に際して、グリーン購入の推進に努める。

②特に優良な取組の事例

サプライチェーン全体としてパリ協定に資する目標を設定(例:G社)

- サプライチェーンの脱炭素化を目指し、主要サプライヤーの90%と、2025年までにパリ協定を考慮した温室効果ガスの削減目標を共有し、共に取り組みを進める



自主的に中小企業がパリ協定に沿った目標設定(例:H社)

- 中小企業版SBT、ReActionへの参加
- 1.5度目標を踏まえ、CO2排出量を2030年までに2017比50%削減、2040年までに実質ゼロを目指す

第2回 ESGファイナンス・アワード（環境大臣賞）

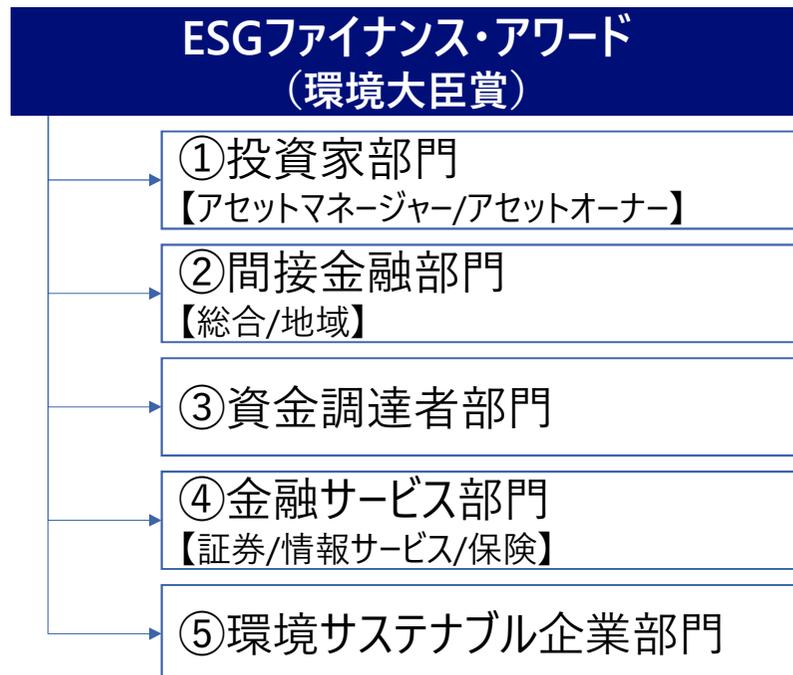
当アワードの概要

- 国内におけるESG 金融の拡大に向け、環境省では2019年度、ESG金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、その取組を評価し、表彰する仕組みとして「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を開催した。

第1回からの変更点

- 部門について、名称を変更するとともに、求められる役割に応じたサブ部門を設定した。

受賞企業部門の構成



【】内：サブ部門名称

取組主体ごとに
5部門に分けて表彰

受賞者用ロゴマーク



ESGファイナンス・アワード（環境大臣賞）

■ 第2回のポイント

企業としてのビジョン・戦略

- 全体的に取組の進展が見られた中、将来的に創出したい価値を戦略として示す企業が受賞に繋がった

経営層のコミットメント

- 企業トップの環境課題解決に向けたコミットメントをサプライチェーン全体で共有する企業が高評価となった

地域金融機関の躍進

- 地元企業に寄り添いながらESGやSDGsの取組を支援する地域金融機関の働きが活発になっている

脱炭素に向けた取組

- 受賞企業の多くが早期に温室効果ガス削減目標を定めており、事業とサステナビリティの両立を目指す

■ 受賞企業（第2回）

	投資家部門	間接金融部門	金融サービス部門	資金調達者部門	環境サステナブル企業部門	
金賞	BNPパリバ・アセットマネジメント	みずほ フィナンシャルグループ 滋賀銀行	ブルームバーグ・エル・ピー	東京建物	麒麟ホールディングス	
銀賞	野村アセットマネジメント	三菱UFJ銀行	野村証券	長野県	コニカミノルタ	ダイキン工業
					積水ハウス	
銅賞	日本生命保険	滋賀県信用保証協会	みずほ証券	アサヒグループホールディングス	アサヒグループホールディングス	大和ハウス工業
	ロベコ・ジャパン		SMBC日興証券	東日本旅客鉄道	味の素	富士通
	ヌビーン・ジャパン		MS&ADインシュアランスグループホールディングス		大阪ガス	富士フィルムホールディングス
特別賞	—	—	—	—	JFEホールディングス	ユニ・チャーム

銀行セクター向けTCFDシナリオ分析ガイドについて

- 銀行セクターにおいてもTCFDに基づく開示が喫緊の課題となっている中、環境省は「**TCFD提言に沿った気候変動リスク・機会のシナリオ分析実践ガイド（銀行セクター向け）**」を2021年3月に取りまとめ。
- 本ガイドでは与信先セクターの移行リスクや物理的リスクが自行にどのような財務インパクトを与えるのか、定量評価に関する一連の流れを解説。地銀3行の協力を得てパイロットプログラムの実践で得られた知見や分析事例を掲載している。

銀行セクター向け実践ガイドの内容

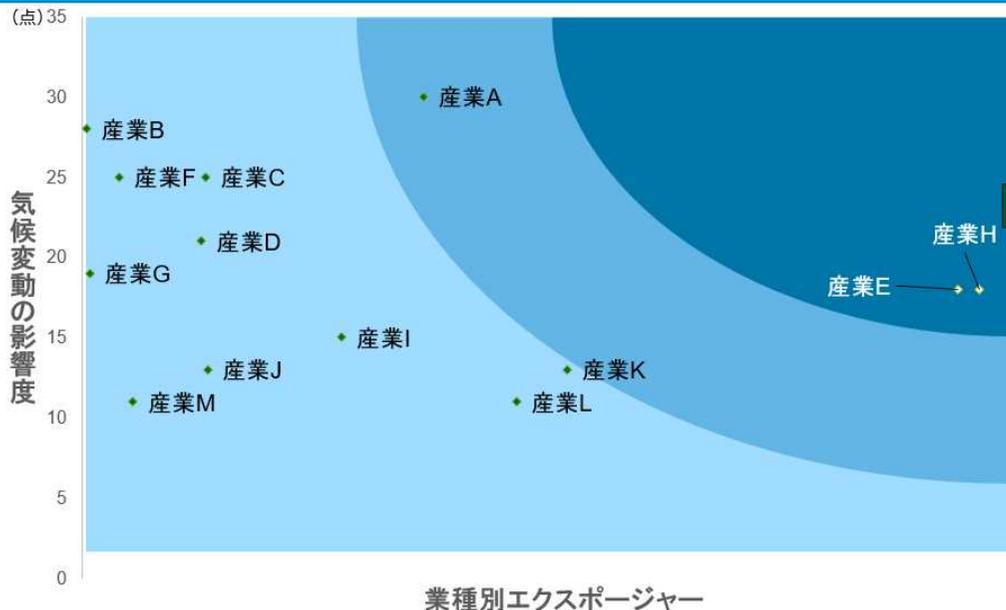
	目次	概要
1	リスク重要度の評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 与信ポートフォリオの気候リスク評価、エクスポージャーを基に分析対象セクターの選定 ■ 対象セクターの移行・物理的リスク・機会のロングリストを作成
2	シナリオ群の定義	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信頼性のあるパラメータを基に、2050年における2℃・4℃の5フォース分析を基に世界観を構築
3	定性的事業インパクト評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2℃・4℃の世界観における、投融資先への影響を通じた金融機関への財務インパクトに対する波及経路を作成
4	移行リスクの定量評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動の影響が大きいセクターからサンプル企業を抽出し、炭素税などの要因による財務インパクト評価の考え方を紹介
5	物理的リスクの定量評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハザードマップなどの公表データを基に、物理的リスク（洪水リスク）の担保価値毀損、営業停止による売上減への影響を定量化
6	文書化と情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援内容を踏まえたTCFDレポートの「戦略」の開示のポイント、資料例を紹介

銀行セクターへの効果

- 銀行による気候変動リスク・機会の理解促進を通じた、**自行のリスク管理の高度化、取引先との対話の活性化**

地域金融機関におけるTCFD提言に沿った気候変動リスク・機会のシナリオ分析

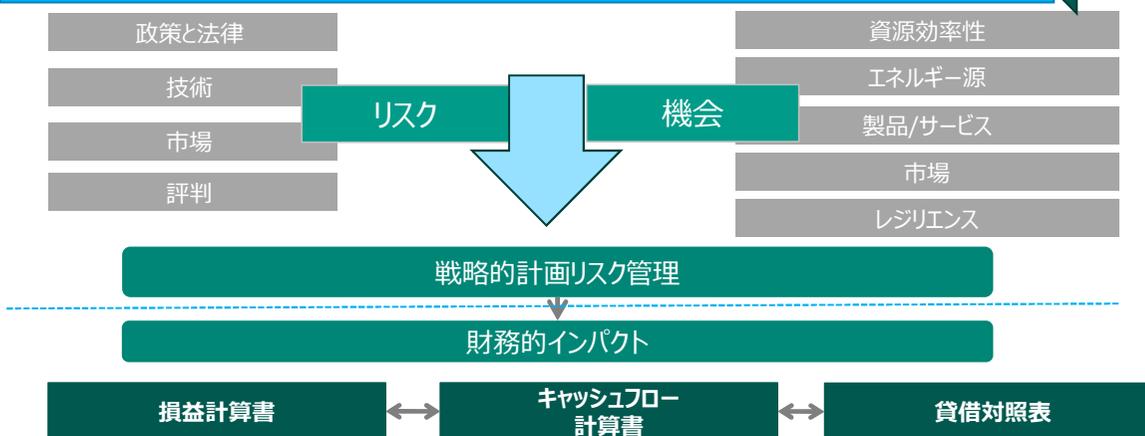
①エクスポージャーと気候変動影響度から重点産業を抽出



抽出した産業の収益等に影響を与える各要素の動きについてシナリオを設定

例：炭素価格の導入
新技術の開発
異常気象の激甚化 など

②各シナリオ下での影響を算出（環境リスクの財務化）



令和2年度事業では、滋賀銀行、八十二銀行、肥後銀行TCFDに沿ったリスク・機会の分析把握を支援。

分析過程・結果の詳細はこちら。



<http://www.env.go.jp/policy/TCFD.pdf>

国内外への情報発信力の強化～グリーンファイナンスポータル～

■ESG金融を取り巻く様々な政策情報を、日英二言語で国内外に広く発信するため、グリーンファイナンスポータルサイトを整備 (<http://greenfinanceportal.env.go.jp>)



グリーンファイナンスポータル

お問い合わせ English 環境省 Ministry of the Environment

ボンド(債券) | ローン(融資) | 関連政策・予算 | ニュース・レポート | お知らせ ロゴ・リンク

関連政策・予算

NEWS お知らせ 2021.03.18 発行リスト(国内)を更新しました【グリーンボンド】 [詳細はこちら] Issuance List (Domestic) updated [Green Bonds] [Link]

ボンド(債権) | ローン(融資) | 関連政策・予算

- グリーンボンド概要
 - グリーンボンドとは
 - グリーンボンド等の発展の沿革
 - グリーンボンドに期待される事項
- サステナビリティボンド概要
 - サステナビリティボンドとは
 - サステナビリティボンド発展の沿革
- 発行データ
- グリーンボンドガイドライン
 - グリーンボンドガイドライン
 - ガイドラインに関する検討会
- 先行事例(グリーンボンド発行モデル)
 - 先行事例(グリーンボンド発行モデル)
- 関連情報
 - グリーンボンド等関連政策等
 - グリーンボンド原則&サステナビリティボンド原則



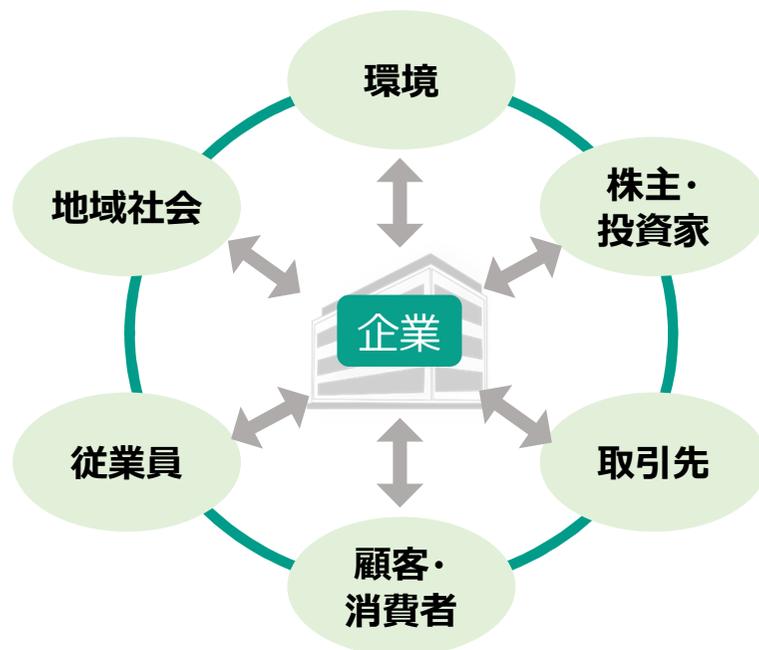
グリーンボンドについては、発行データや施策を一元的に発信するグリーンボンド発行促進プラットフォームも併設

(参考) ESG金融に関する国内外の動向等

ステークホルダー資本主義

- ステークホルダー資本主義は、所得の不平等や気候変動問題などの世界的な課題に対処する方法として、焦点が充てられている。
- 2019年8月には、米国の経済団体ビジネス・ラウンドテーブルが「株主だけでなく、すべて利害関係者に経済的利益をもたらす責任がある」と表明。
- 世界経済フォーラム年次総会2020においても、「ステークホルダー資本主義」がキーワードとして掲げられた。

ステークホルダー資本主義



企業は株主だけでなく、環境や従業員、地域社会にも利益をもたらす責任を果たす

米経済界は株主だけでなく従業員や地域社会などすべての利害関係者に経済的利益をもたらす責任がある

2019年8月, 米経済団体ビジネス・ラウンドテーブル

我々が知っている資本主義は死んだ。株主のために利益を最大化するとの観念は、不平等や地球の緊急事態をもたらした

2020年1月, Marc Benioff CEO Salesforce

ステークホルダー資本主義に具体的な意味を与えることで、企業はパリ協定やSDGsの実現に世界を近づけることができる

2020年1月, Klaus Schwab Professor

持続可能な社会に向けたビジネスのパラダイムシフト

■ダボス会議のグローバルリスク

2021年1月、世界経済フォーラムは「グローバルリスク報告書 2021」を公表。

発生可能性が高いリスクのトレンドをみると、2010年までは経済リスクが上位を占めていたが、**2011年以降は環境リスクが上位を占める傾向**にある。

■ビジネス・ラウンドテーブルによる企業目的の再定義

2019年8月、ビジネス・ラウンドテーブルは、「企業の目的に関する声明」と題し、米国の主要企業トップ181名の署名が入ったステートメントを公表。「どのステークホルダーも不可欠の存在。我々は、企業、コミュニティ、国家の成功のために、その全員に価値をもたらすことを約束する。」とし「**株主資本主義**」からの脱却を宣言。事業全体で持続可能な慣行を取り入れることで環境を守ることもコミット。

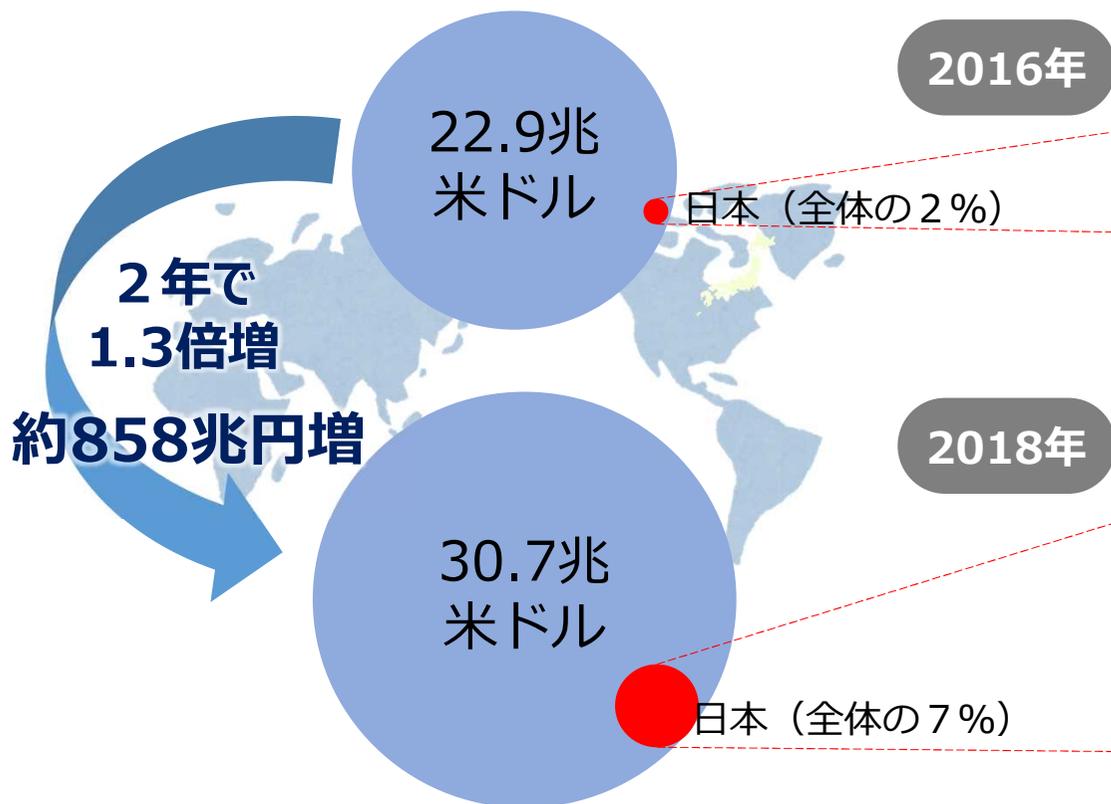
今後10年で発生可能性が高いとされたグローバルリスク上位5項目（2009-2021年）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1位	資産価格の崩壊	資産価格の崩壊	暴風雨・熱帯低気圧	極端な所得格差	極端な所得格差	所得格差	地域に影響をもたらす国家間紛争	非自発的移民	異常気象	異常気象	異常気象	異常気象	異常気象
2位	中国の経済成長鈍化(<6%)	中国の経済成長鈍化(<6%)	洪水	長期間にわたる財政不均衡	長期間にわたる財政不均衡	異常気象	異常気象	異常気象	大規模な非自発的移民	自然災害	気候変動の緩和や適応の失敗	気候変動の緩和や適応の失敗	気候変動の緩和や適応の失敗
3位	慢性疾患	慢性疾患	不正行為	GHG排出量の増大	GHG排出量の増大	失業・不完全雇用	国家統治の失敗	気候変動緩和・適応への失敗	大規模な自然災害	サイバー攻撃	自然災害	大規模な自然災害	人為的な環境損害・災害
4位	グローバルガバナンスの欠如	財政危機	生物多様性の喪失	サイバー攻撃	水供給危機	気候変動	国家崩壊または国家危機	国家間紛争	大規模なテロ攻撃	データ不正利用・窃盗	データ不正利用・窃盗	大規模な生物多様性の喪失と生態系の崩壊	感染症
5位	グローバル化の抑制(新興諸国)	グローバルガバナンスの欠如	気候変動	水供給危機	高齢化への対応の失敗	サイバー攻撃	高度な構造的失業または過小雇用	大規模な自然災害	データ不正利用・窃盗	気候変動緩和・適応への失敗	サイバー攻撃	人為的な環境損害・災害	大規模な生物多様性の喪失と生態系の崩壊

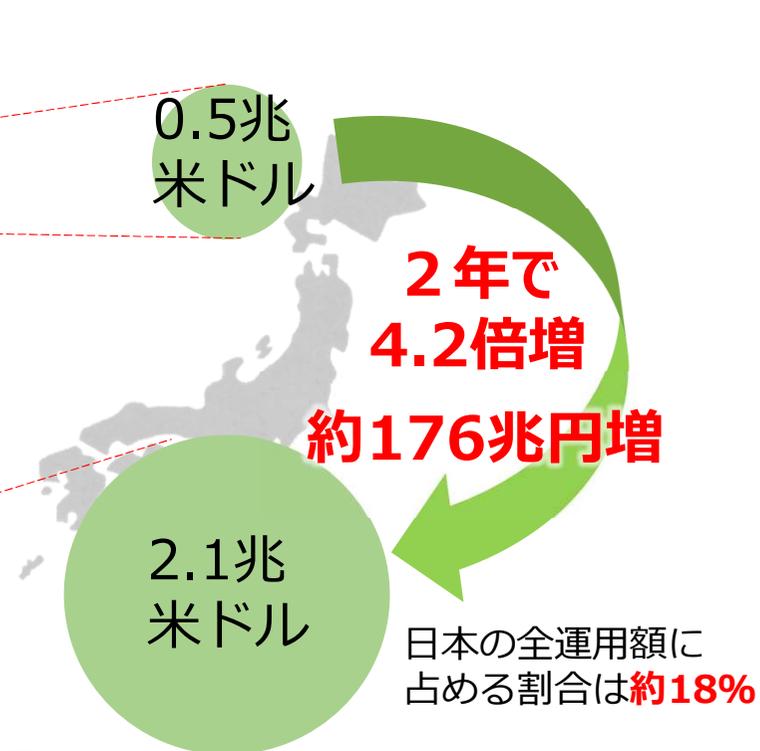
ESG金融の拡大

- ESG金融とは、**環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance)** という**非財務情報を考慮して行う投融資**のこと。
- そのうち、ESG投資が世界的に注目されているが、世界全体のESG投資残高に占める我が国の割合は、2016年時点で約2%にとどまっていた。その後2年で国内のESG投資は4.2倍、2018年には世界全体の約7%となっている。

世界のESG市場の拡大



日本のESG市場の拡大

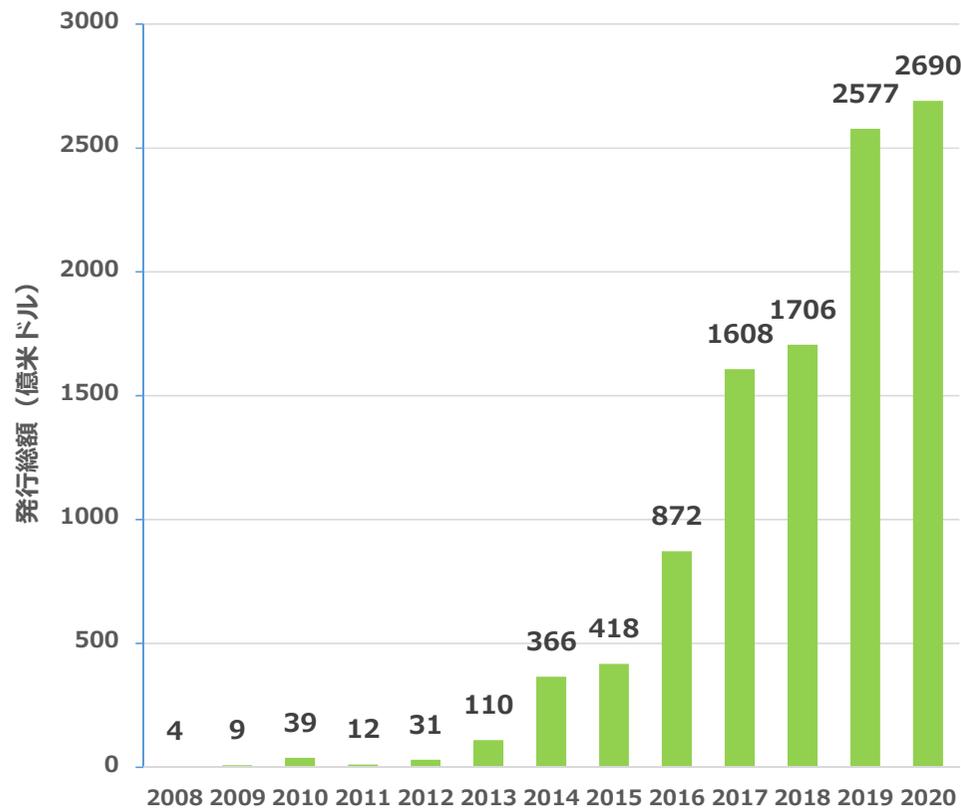


※ 2019年の日本のESG投資残高は約3兆ドル、2016年から3年で約6倍に拡大している。

世界・国内市場におけるグリーンボンド

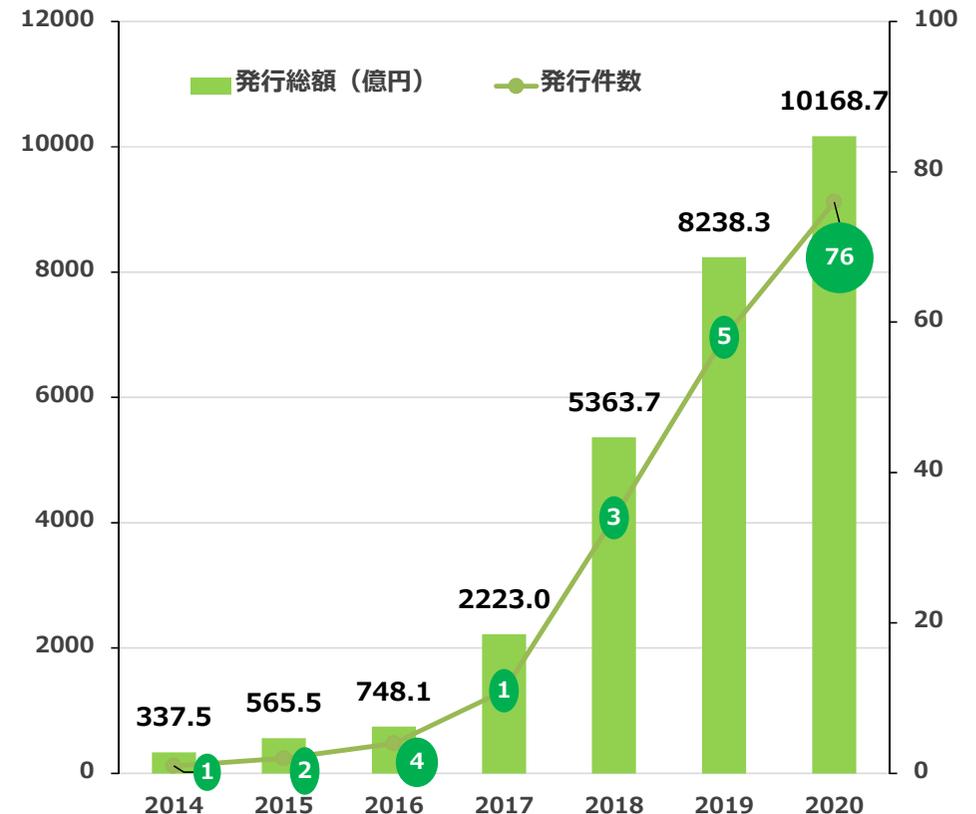
- 2020年のグローバル市場におけるグリーンボンドの発行額は、**昨年対比約1.04倍増加**した。
- 2020年の国内市場におけるグリーンボンドの発行実績は、**件数76件、金額約1.02兆円**と、**昨年対比件数では約1.31倍、金額は約1.23倍増加**した。

世界のグリーンボンド発行額の推移（億米ドル）



出典：Climate Bonds Initiative HPより環境省作成

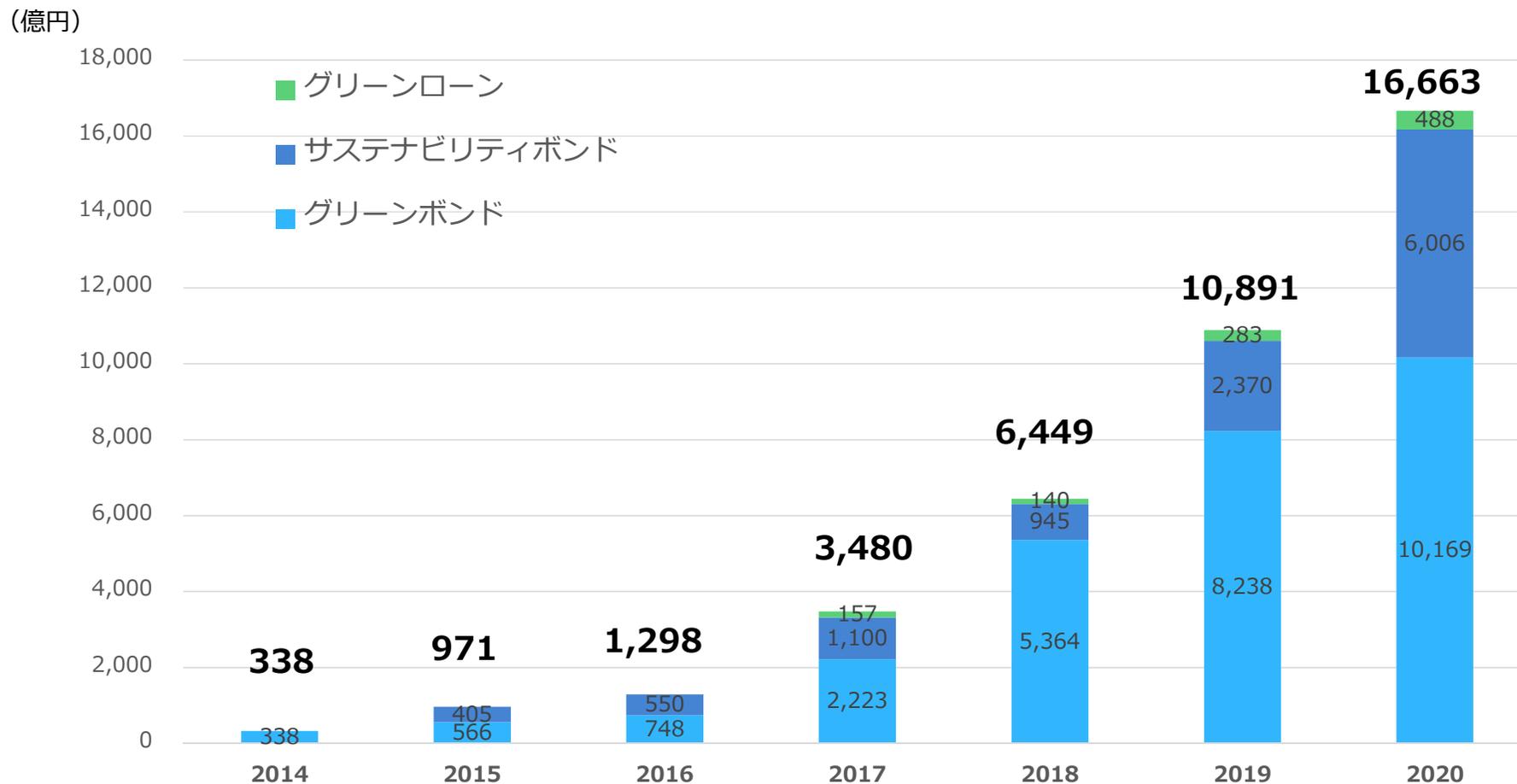
国内のグリーンボンド発行額の推移（億円）



出典：環境省作成

我が国におけるグリーンボンド・グリーンローン等の総額

- 2020年の①グリーンボンド、②グリーン性を有するサステナビリティボンド、③グリーンローンの総額は約**1.67兆円**、**対前年比+53%の**高い伸び。
- グリーンボンドとグリーンローンを組み合わせたグリーンファイナンスフレームワークを策定する発行体が増えており、今後はグリーンボンド市場と併せてグリーンローンの拡大が期待される。



出所：環境省作成

日本の金融構造とステークホルダー

- 我が国は、比較的、銀行中心の間接金融主体の金融構造となっている。
- 直接金融のうち、ESG投資を行うのは、中長期的な時間軸で投資する機関投資家。

直接金融

機関投資家

主なアセット・オーナー

業態・組織名	運用残高 (兆円)
GPIF	159
共済	52
厚生年金基金	70
生命保険	155
損害保険	23

サービス・プロバイダー
(ESG評価、格付け、インデックス提供等)

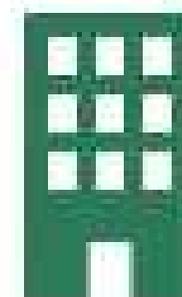
アセット・マネジャー
投資顧問／投資信託

運用

投資

株／債券／
不動産

投資



企業

※ 生命保険は、有価証券残高 (除く国債及び厚生年金基金)
損害保険は、有価証券残高

金融機関

業態名	機関数	貸出残高 (兆円)
都市銀行	5	199
第一地方銀行	64	209
第二地方銀行	40	52
信託銀行	4	34
信用金庫	259	72
信用組合	146	11

融資



個別事業・
プロジェクト

間接金融

(参考) 気候変動等による金融への影響とは

■気候変動が与える影響

気候変動関連リスクには、低炭素経済への①移行リスク、気候変動による②物理的リスクがあり、市場で正しく価格に反映されなければ、**金融システム全体に波及するリスクとなる可能性がある**とされる。

■プラスチック等のサーキュラーエコノミーが与える影響

海洋プラスチック汚染を通じた生物多様性の損失リスク、規制強化等による移行リスクがあるとされる。

■自然資本の劣化・生物多様性の損失が与える影響

生物多様性損失による希少資源等の資源に依存する事業活動における直接的なリスク（生態学的リスク）、規制強化等による移行リスク等があるとされる。

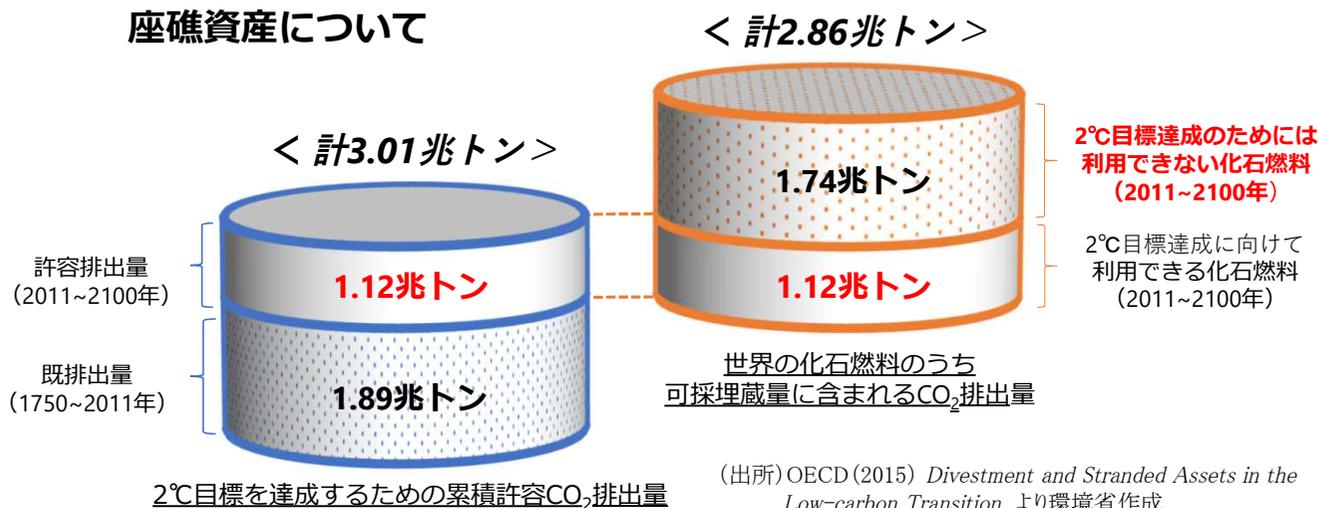
移行リスク

低炭素経済等への移行に伴う調整プロセスによる影響
政府の政策変更のリスク、訴訟リスク、市場やテクノロジーの変化によるリスク、評判リスク、GHG排出量の大きい広範な資産がコストとして再評価されるリスク

物理的リスク

気象現象による資産の直接的な損害、サプライチェーン中断による間接的影響等のリスク

座礁資産について



- 1861年-1880年からの気温上昇を66%以上の確率で2℃に抑えるには、2011年以降の人為起源の累積CO₂排出量を約1兆トンに抑える必要があり（炭素制約）、2℃目標達成に向けては、CCS等の革新的技術を活用しない限り、化石燃料の可採埋蔵量の半分以上が利用できないとの試算結果もある。
- この炭素制約を踏まえると、可採埋蔵量の中には、**不良資産化を回避できない化石燃料 (stranded assets (座礁資産)) が相当程度存在することとなる。**

ESG投資（サステナブル投資）の手法

GSIA（Global Sustainable Investment Alliance）は、ポートフォリオの選択・管理においてESG要素を考慮する投資アプローチを「サステナブル投資」と定義し、**7つの手法**に分類している。

分類	内容	イメージ・例
ネガティブ/排除スクリーニング	■ 特定のESG基準に基づいて、特定のセクター、企業又は慣行をファンドまたはポートフォリオから除外。	■ 石炭関連事業の割合に基づくダイベストメント
ポジティブ/ベスト・イン・クラススクリーニング	■ 同業他社と比較してESGパフォーマンスが優れたセクター、企業、又はプロジェクトを選定して投資。	■ ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI） ■ GPIFによるESG指数の選定
規範に基づくスクリーニング	■ 国際規範に基づきビジネス慣行の最低基準を満たさない投資をスクリーニング（除外）。	■ オスロ条約に基づくクラスター爆弾製造企業への投資除外
ESGインテグレーション	■ 投資マネジャーが財務分析に環境、社会、ガバナンスの要素を体系的かつ明示的に組み込む。	■ 環境規制強化の影響を組み込んだ企業の将来の収益予測に基づき、ポートフォリオを組む
持続可能性テーマ投資	■ 持続可能性に関連する特有のテーマや資産への投資（クリーンエネルギー、グリーンテクノロジー、持続可能な農業など）。	■ 再生可能エネルギープロジェクトへの投資
インパクト/コミュニティ投資	■ 個人取引で典型的に行われている、社会・環境問題の解決を目指して対象を絞った投資、伝統的に恵まれない個人やコミュニティに特に資本が向けられるコミュニティ投資や、明確な社会・環境目的を持つビジネスに提供される資金供給を含む。	■ 第一生命保険によるマイクロファイナンス事業（低所得者向けの小規模な金融サービス）支援を行う企業への投資 ■ ワクチン債
企業エンゲージメントと株主行動	■ 企業との直接的なエンゲージメント（上級管理職や取締役会とのコミュニケーション）、株主提案の提出または共同提出、または包括的なESGガイドラインに基づく議決権行使等を通じた、企業行動に影響を与える株主権利の行使。	■ ExxonMobilへの気候変動政策等の影響に関する分析・評価及び情報開示を要請する株主提案（2017年可決）

機関投資家によるESG投資取組事例

エンゲージメント(Engagement)、ダイベストメント(Divestment)、株主提案、議決権行使と、様々なアプローチで、**機関投資家から投資先企業へのESG投資による企業の行動変容を促す取組**がなされている。

Climate Action 100+ (CA100+)

- 投資家がエンゲージメントを通じて企業の気候変動対策を強化することを目的とするイニシアティブ。ブラックロックを始めとする世界の機関投資家など500以上の団体が加盟している。
- エンゲージメントの対象企業として温室効果ガス排出量が最も多い161社の企業をリスト化
- **対象企業における気候変動対策に関するガバナンス、排出削減、情報開示について働きかけ（協働エンゲージメント）を実施。**対象企業は毎年進捗状況を評価され、見直しが行われる。
- スペインの石油大手レプソルは、CA100+と協力して「石油・ガスセクターが排出量ネットゼロを実現するための基準を策定」することに同意している。

AXA Investment Managers (AXA IM)

- フランスの大手生命保険会社AXAの運用子会社
- 当社の**ESG基準において石炭にかかわるセクター、ESGスコアの低い企業を投資対象から除外している（ダイベストメント）**
例：収益の50%以上を石炭から得ている企業、当社独自のESGスコア評価において10段階中2より小さい企業

リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント(LGIM)

- 英国の大手資産運用会社
- LGIMがどのように投資先企業に働きかけ、**議決権を行使するかを判断する際に当社独自のESGスコアを活用。**
- 2019年、LGIMは初めて株主提案を提出。他の主要株主の協力のもと、巨大エネルギー企業BPに対し、同社の戦略がパリ協定の目標とどれだけ整合しているかを説明するよう要求。この議案は、株主から圧倒的な支持を得て可決。その後、BPは業界をリードする炭素排出削減目標を発表。

気候関連のリスクに係る中央銀行・金融当局の取組

- 気候関連リスクへの金融監督上の対応の検討を目的に中央銀行・金融監督当局のネットワーク、NGFS(Network for Greening the Financial System)が2017年12月に設立。
- 国際決済銀行（BIS）とフランス銀行は、気候変動が中央銀行・金融監督当局にもたらす課題と、潜在的な対処法に関するレポート「グリーンスワン」を2020年1月に公表。
- 各国の中央銀行は気候変動が金融システムの不安定化の要因との認識を高め、気候変動を考慮したストレステストの実施及び検討を開始。

気候変動に対する中央銀行関連の動向

- 2015年4月：G20財務大臣・中央銀行総裁会議
- 2017年12月：NGFSが設立
- 2019年4月：NGFSが第一次包括的報告書を公表
- 2019年10月：NGFSが中央銀行のポートフォリオ管理のための持続可能な責任投資ガイドを公表
- 2020年1月：BISがグリーンスワンを公表
- 2020年5月：NGFSが金融監督当局向けの気候・環境リスクの監督に関するガイドを公表
- 2020年6月：NGFSが中央銀行および監督機関向け気候シナリオ分析ガイドと気候シナリオを公表
- 2020年11月：ECBが気候・環境リスクに関する管理と開示に関する監督機関として期待する事項に関するガイドを公表

各国の中央銀行のストレステストの実施状況

オランダ中央銀行：【実施】

- ・ オランダ国内にある銀行、保険会社、年金基金を対象に、エネルギーの低炭素化への移行リスクに対するストレステストを実施し、結果を公表

フランス中央銀行：【実施中】

- ・ 2020年後半に、銀行、保険会社を対象に、気候変動に関するシナリオを活用したストレステストを実施。結果も公表予定

英国中央銀行：【保険会社は実施、銀行は延期】

- ・ 2019年、保険会社を対象とした気候変動に関するストレステストを実施
- ・ 2020年には大手銀行を対象に実施する予定であったが、コロナの影響により2021年後半以降に延期を決定
- ・ 第2回の保険会社向けストレステストも2022年に延期

欧州中央銀行：【実施を予定】

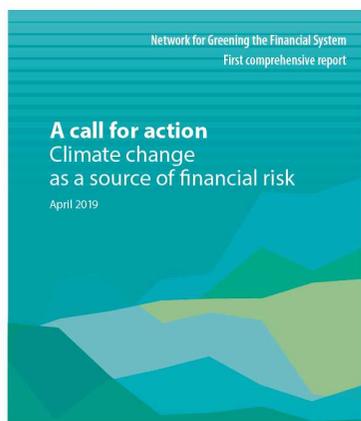
- ・ 欧州の銀行を対象に、気候変動リスクを含むストレステストを2022年に実施することを公表

気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク (NGFS)

- ◆ NGFS(Network for Greening the Financial System)は、**気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討**するため平成29年12月に設立された、**中央銀行・金融監督当局のネットワーク**
- ◆ ① 金融機関の監督に気候変動をどのように取り入れていくべきか、
② 気候変動が金融システム全体に与える影響をどう評価するか、
③ 低炭素経済と統合的な金融を拡充していく上での課題
について検討することとされており、2019年4月に報告書を公表
- ◆ オランダ中銀を議長、仏中銀を事務局とし、51の中銀・金融当局が加盟 (2019年11月現在)
日本では、**2018年6月に金融庁、2019年11月に日本銀行が加盟**



第一次包括的報告書 (2019年4月)



- NGFSは、「**気候関連リスクは金融リスクの一因**である。金融システムをこうした金融リスクに対して確実にレジリエントにすることは、中央銀行や監督機関の権限内にある。」と認識
- **気候関連の金融リスクが資産評価に十分反映されていないことは大きなリスク**と認識。集团的リーダーシップと世界規模の強制的行動が必要

推奨事項

1. 気候関連リスクを金融安定性の監視とミクロ的な監督に組み込む
2. 持続可能性の要素を自己のポートフォリオ管理に組み込む
3. データ不足を補う
4. 意識と知的能力を高め、技術支援と知識共有を促進する
5. 強固かつ国際的に一貫性のある気候及び環境関連の開示を実現
6. 経済活動のタクソノミーの策定を支援する

中央銀行のポートフォリオ管理のための持続可能な責任投資ガイド (2019年10月)

- **中央銀行による持続可能な責任投資 (SRI : ESGクライテリアなど、幅広い持続可能な投資戦略で構成される) の実践が重要**であり、他の投資家にこのアプローチを示すことが、**重大なESGリスクとレピュテーションリスクの軽減に役立つ**
- 中央銀行ではSRI戦略へのコミットメントが高まっている (NGFSメンバーへの調査では、60%が広範なESGアプローチを採用、16%が気候変動に特に焦点を当てている)
- ポートフォリオ管理にSRIを採用したい中央銀行を対象に
 - ・ **実践的なアプローチの概要**
 - ・ ポートフォリオ管理に既にSRIの原則を組み込んでいるNGFSメンバーの**ケーススタディ**を提示する**最初のガイド**

英国 スチュワードシップコードの改定

- 英国の財務報告評議会（FRC）は、2012年版以来の改訂となる「英国スチュワードシップ・コード2020」を2019年10月に公表した。
- 今回の改訂における特徴は、スチュワードシップの定義において、「**資本の責任ある分配**」を活動として明記し、**上場株式だけでなく全資産を対象**とするとともに、「**環境**」、「**社会**」へと**責任範囲を広げようとした**点である。
- また、定められた12原則においても、ESGに係る課題の重視が読み取れる。

○スチュワードシップの定義

経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むための、**資本の責任ある分配、管理、監督のこと**である

○原則（今回の改訂における特徴的な点）

目的及びガバナンス	原則1
	原則2
	原則3
	原則4
	原則5
投資アプローチ	原則6
	原則7
	原則8
エンゲージメント	原則9
	原則10
	原則11
権利行使及び責任	原則12

市場規模のリスク及びシステミックリスクの認識・対応

- 市場規模のリスク及びシステミックリスク（気候変動を含む）に対する認識や対応、金融市場の機能向上に向けた他ステークホルダーとの連携などの説明
- 自らの取組の効果に対する評価の公表

ESGに係る課題をスチュワードシップと投資に体系的に統合

- 運用評価において、重要なESGの課題を含む優先した事項を公表
- 顧客及び／又は最終受益者の利益に資してきたかということに関して、どのように取得、モニタリング、退出の意思決定につながったのかについて説明

非財務情報の開示に係る国際的枠組み

■ 国際的には、様々な団体がESG開示フレームワークを策定・公表している。

	TCFD提言	SASBスタンダード	GRIスタンダード	国際統合報告 フレームワーク
策定 主体	TCFD 金融安定理事会（FSB）の 下に設置された民間主導の タスクフォース	SASB 米の民間非営利組織	GRI 蘭のNGO団体	IIRC 英の民間非営利組織
概要	気候変動の影響が企業 財務にもたらすリスク と機会を、投資家等に 報告するための枠組み	<u>サステナビリティ</u> (ESG等)に係る課題 が企業財務にもたらす 影響を、投資家等に報 告するための枠組み	企業が経済、環境、社 会に与える影響を、投 資家を含むマルチス テークホルダーに報告 するための枠組み	企業の財務情報とサス テナビリティを含む非 財務情報について、投 資家等に対し統合的に 報告するための枠組み
特徴	原則主義	細則主義	細則主義	原則主義
報告 内容	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス 戦略 リスク管理 指標と目標 	11のセクター、77の業 種別に開示項目及び KPIを設定 (例) <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量 労働災害事故発生割合 	経済、環境、社会それ ぞれについて開示項目 及びKPIを設定 (例) <ul style="list-style-type: none"> 排水の水質及び排出先 基本給と報酬総額の男女 比 	<ul style="list-style-type: none"> 組織概要と外部環境 ガバナンス ビジネスモデル リスクと機会 戦略と資源配分 実績 見通し 等
公表	2017年	2018年	2000年	2013年

(注) 2020年11月25日、SASBとIIRCは2021年半ばまでに統合を目指す旨を公表

(出所) 各種ホームページ等より金融庁作成

■ 2020年9月30日、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団が、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書を公表。

1. 背景

- 企業のサステナビリティに関する**報告基準は多数存在し、基準の内容や報告対象等多様**。こうした中、基準を利用する企業、及び基準に基づき報告された情報を利用する投資家等の関係者から、**統一的な報告基準の実現**を求める声が国際的に高まっている。
- 関係者からの声として、例えば以下があげられる。
 - **投資家**にとっては、企業が異なる基準に基づき報告するため、**比較可能な情報が不足**している
 - **企業**にとっては、異なる基準に基づき報告するため**非効率**である
- この課題への対応として、これまで**国際会計基準（IFRS）を策定した実績やグローバルなネットワークを持つIFRS財団**に対し、**統一的な基準の実現を期待する声**が高まっている。

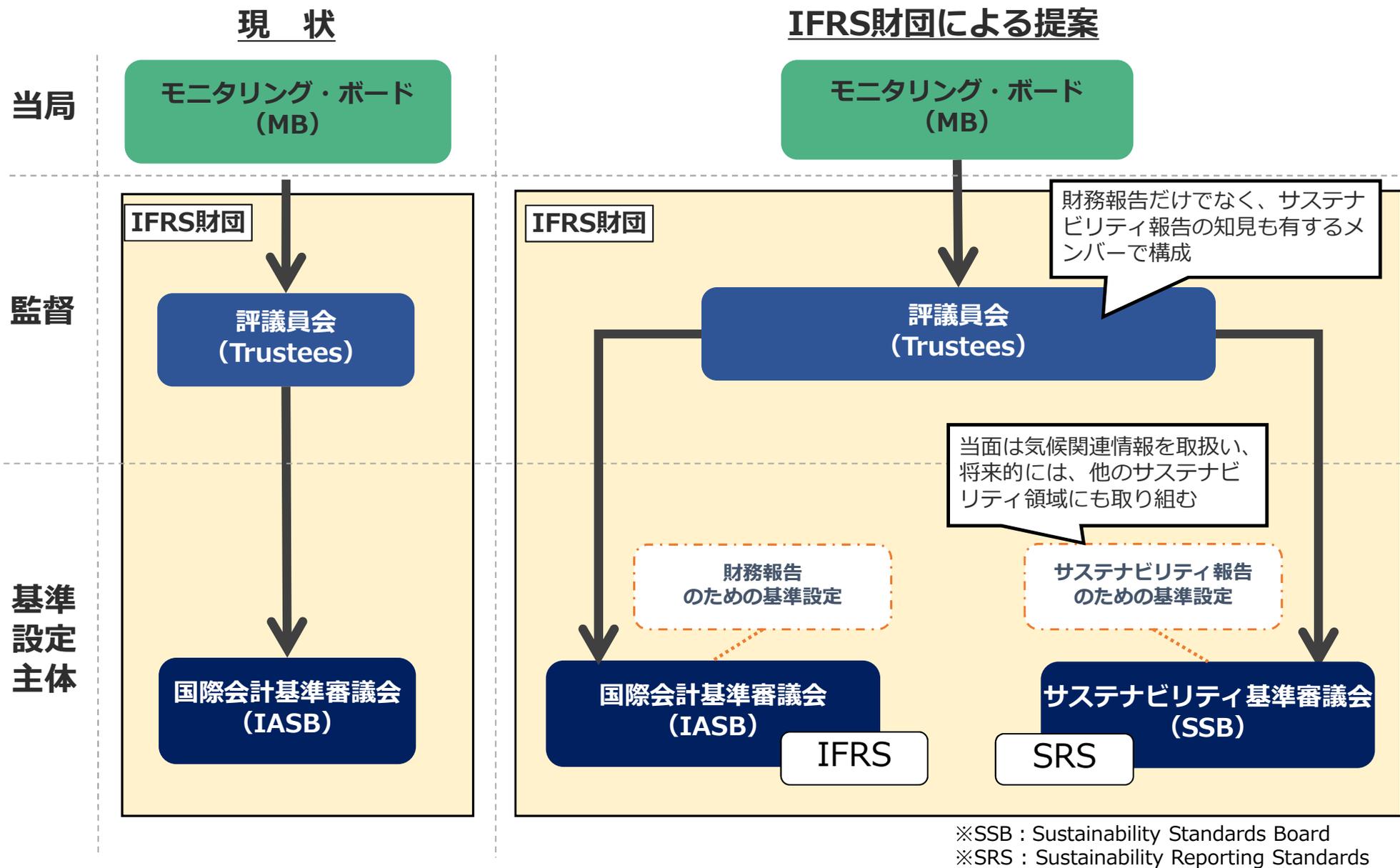
2. IFRS財団による市中協議の概要

- 企業のサステナビリティに関する統一的な基準に取り組むための方法として、以下を提案。
 - **IFRS財団の下に**、国際会計基準（IFRS）を策定する国際会計基準審議会（IASB）とは別に、**企業のサステナビリティに関する新たな基準設定主体を設置**する。
 - 企業のサステナビリティに関する報告基準を策定している**既存の団体と連携**し、彼らの取り組みを活用する。
 - 新たな基準設定主体では、**当面は気候関連情報**について作業する。将来的には、他のサステナビリティ領域にも取り組む。
 - 新たな基準設定主体では、**投資家及び他の市場参加者に有用なサステナビリティ情報を提供するアプローチ**を取る。

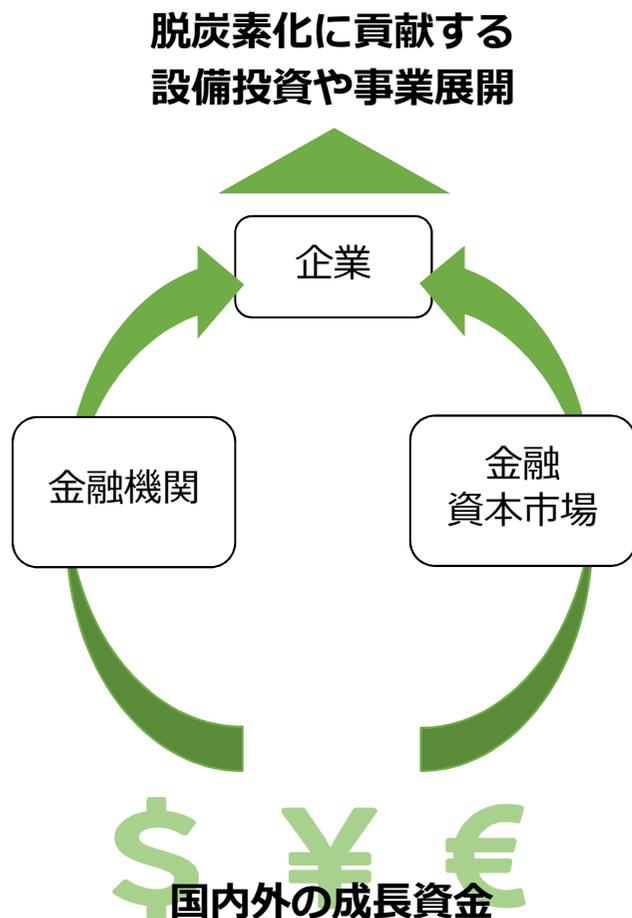
3. スケジュール

- 市中協議期間は2020年12月31日まで

IFRS財団のサステナビリティ報告にかかる新たな基準設定主体設置のイメージ



- 2050年カーボンニュートラルを「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題。
- 日本企業は脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有しているが、必ずしも活かせてない。
- 国内外の成長資金が、こうした企業の取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。



- 金融庁に産業界・金融界・学者・関係省庁から構成される**サステナブルファイナンス有識者会議**を設置し、以下のテーマについて検討していく。

【テーマ（案）】

・金融機関によるサステナブルファイナンスの推進

⇒ 投資や融資を通じて、顧客企業の高い技術・潜在力が発揮されるよう支え、カーボンニュートラル社会への移行を促進

・金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供

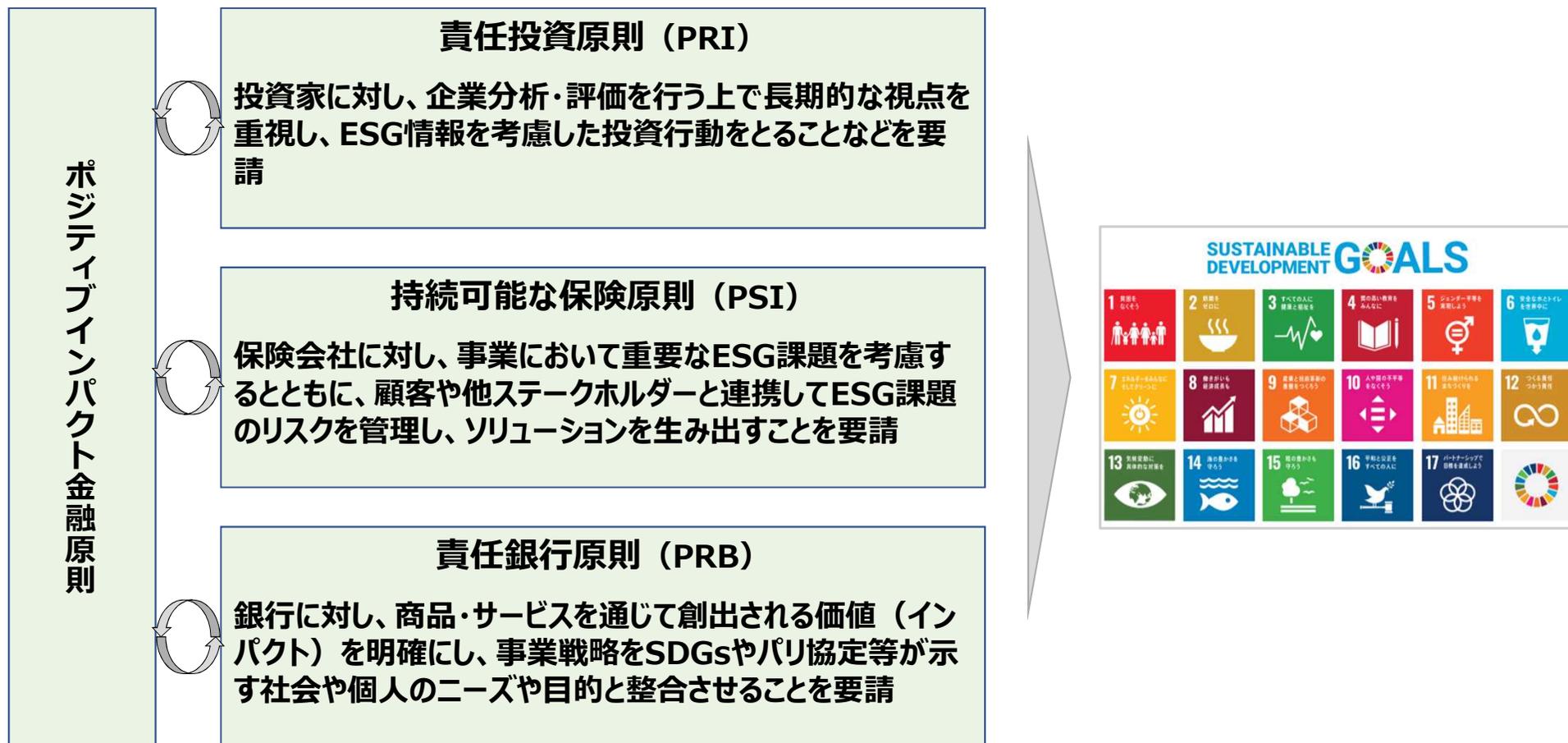
⇒ カーボンニュートラル社会に貢献する投資機会とその収益を、幅広く国民へ提供

・企業による気候関連開示の充実

⇒ 企業のイノベーションに向けた取組みの「見える化」を進め、有用な技術やプロジェクトの資金調達を後押し

SDGsの達成に向けた金融原則

- 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）のもと、責任投資原則（PRI）、持続可能な保険原則（PSI）、責任銀行原則（PRB）が策定された。
- これら3原則に加え、SDGsの達成に向けた金融の枠組みであるポジティブインパクト金融原則に基づいた金融を構築することで持続可能な社会の実現を目指す。



責任投資原則 (PRI)

- **2006年4月**、コフィー・アナン第7代国連事務総長の提唱により、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) 及び国連グローバル・コンパクト (UNGC) とのパートナーシップによる**投資家イニシアティブ「責任投資原則 (PRI)」**が打ち出され、**ESG投資のコンセプト**が示された。
- PRIは、投資家に対し、**企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとること**などを求めている。お金を流す側 (投資家) の行動が変わることで、お金を受ける側 (企業) の行動が持続可能な方向へ一層促されることが期待されている。



PRI Signatory growth

PRI署名機関等の推移



(出所) PRI HP

PRI 6 原則

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込む
2. 活動的な (株式) 所有者になり、(株式の) 所有方針と (株式の) 所有慣習にESG問題を組み入れる
3. 投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める
4. 資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行う
5. 本原則を実行する際の効果を高めるために、協働する
6. 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する

国連責任銀行原則 (PRB)

- UNEP FIにおいて、**PRIの銀行版となる国連責任銀行原則 (PRB)が2019年9月22日発足。**
- 発足時点で132の金融機関（総資産額47兆ドル相当）が署名。2020年2月現在、170以上の金融機関（国内では三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、滋賀銀行、野村ホールディングス）が署名。
- **SDGsやパリ協定との整合性、インパクトと目標設定**、顧客（法人・リテール）、ステークホルダー、ガバナンスと企業文化、透明性と説明責任、の6原則を設定。

PRB 6原則

1. **SDGsとパリ協定が示すニーズや目標と経営戦略の整合性を取る**
2. 事業が引き起こす悪影響を軽減し、好影響は継続的に拡大させる
3. 顧客に対し世代を超えて繁栄を共有できるような経済活動を働きかける
4. 利害関係者に助言を求め連携する
5. 影響力が大きい領域で目標を立てて開示、実践する
6. 定期的実践を検証、社会全体の目標への貢献について説明する

6 PRINCIPLES SHAPING OUR FUTURE

UNEP FINANCE INITIATIVE PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE BANKING

Alignment Impact Clients & customers Stakeholders Governance & target setting Transparency & accountability

創設機関

access, BNP PARIBAS, Garanti BBVA, Land Bank, Shinhan Financial Group, bradesco, GOLOMT BANK, Hana Financial Group, National Australia Bank, SOCIETE GENERALE, BANCO PICHINCHA, CIB, ICBC, NATIXIS, Standard Bank, GRUPO FINANCIERO BANDRTE, CIMB, ING, Nordea, Triodos Bank, BARCLAYS, BBVA, FirstRand, KCB, PRAVUS BANK, Santander, 200 | Westpac (NZ), YES BANK

トランジション・ファイナンスの動き

- EUのタクソミー策定に続き、各国・各機関もタクソミー策定を検討し始めている。
- 対象範囲を「グリーン」だけではなく、今後グリーンとなるための活動も含める
トランジションボンドの発行など、**トランジション・ファイナンスの動きも広がっている。**

カナダ

- カナダ政府が設置した「サステナブルファイナンス専門家パネル」は、2019年6月に公表した最終報告書の中で、カナダ版タクソミーの策定に言及。
- 国際的なグリーンの基準を満たさないものの環境的に有益であるプロジェクトを含む**トランジション重視のタクソミーの開発を進めることを提言。**

EBRD

- 2019年秋、グリーン・トランジションボンド・ガイドラインを公表。
 - **投融資の最低50%は、トランジションに資するように使われなければならない。**
(例：製造業における脱炭素や資源効率化への投資)
 - **除外規則**
(例：原子力発電、CO2排出を著しく増加させるプロジェクト、石炭・石油による輸送)

ICMA

- 2020年12月、トランジションファイナンスの概念を示したハンドブックを公表。
- AXA IM、HSBC、JPMorgan Chase等が参加。

サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



○ の数字はScope 3 のカテゴリ

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

SBT認定を取得した日本企業からサプライヤーへの要請



企業名	Scope 3 に関する目標設定
ナブテスコ	主要サプライヤーの70%にSBTを目指した削減目標を設定させる
大日本印刷	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに2025年までにSBT目標を設定させる
第一三共	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる
イオン	購入した製品・サービスからの排出量の80%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる
住友化学	生産重量の90%に相当するサプライヤーに科学に基づくGHG削減目標を策定させる

(出所) Science Based TargetsのWebページ <https://sciencebasedtargets.org/> をもとに環境省作成

**サプライチェーン全体で脱炭素化を目指す潮流により、
企業における、脱炭素化・再エネ導入がより重要に。**

RE100企業からのサプライチェーンへの要請

- RE100加盟企業の中には、自社の再エネ比率100%を達成したのち、**サプライヤーに再エネ利用を求める企業も出てきている。**

• Apple (米) RE 100

- Appleは、自社施設（オフィス、データセンター、直営店）の100%再エネ化を達成。更に、**2030年までの製品ライフサイクル全体のカーボン・ニュートラル目標を公表**（2020年7月）部品等のサプライヤーには、再エネ100%での製造を強く求める戦略をとっている。
- 2020年時点で、日本企業（イビデン社(岐阜県)、太陽ホールディング(東京都)）を含むサプライヤー71社が**アップルのサプライヤー・クリーン・エネルギー・プログラム**に参加し、100%再エネでの生産を約束している（発電総量コミットメントは7.8GW）。



イビデン社 水上メガソーラー



太陽インキ製造社 水上メガソーラー



Apple新本社の屋上太陽光 (米・クパティーノ)

(出所) アップル社ウェブサイト <https://www.apple.com/jp/newsroom/2020/07/apple-commits-to-be-100-percent-carbon-neutral-for-its-supply-chain-and-products-by-2030/>

イビデンエンジニアリングウェブサイト <https://ibidenengineer-recruit.com/message/>

太陽ホールディングス株式会社ウェブサイト <https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/news/2018/p3597/>

カーボンプライシングの全体像

- 炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法。
- 環境省、経済産業省が連携して、成長に資する制度を設計しうるかという観点から検討。
- 次のような仕組みを幅広く検討。

カーボンプライシングの種類

国内	<div data-bbox="181 523 353 576" data-label="Section-Header"> <h3>炭素税</h3> </div> <div data-bbox="197 587 927 711" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 燃料・電気の利用（=CO2の排出）に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み </div> <div data-bbox="181 735 483 788" data-label="Section-Header"> <h3>国内排出量取引</h3> </div> <div data-bbox="197 799 987 936" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業ごとに排出量の上限を決め、上限を超過する企業と下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組み ➢ 炭素の価格は「排出量」の需要と供給によって決まる </div> <div data-bbox="181 960 432 1013" data-label="Section-Header"> <h3>クレジット取引</h3> </div> <div data-bbox="197 1024 1559 1155" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ CO2削減価値を証書化し、取引を行うもの。日本政府では非化石価値取引、Jクレジット制度、JCM（二国間クレジット制度）等が運用されている他、民間セクターにおいてもクレジット取引を実施。 </div> <div data-bbox="974 555 1579 960" data-label="Diagram"> </div>	<div data-bbox="1653 528 2107 580" data-label="Section-Header"> <h3>炭素国境調整措置</h3> </div> <div data-bbox="1637 587 2114 687" data-label="Text"> <p>CO2の価格が低い国で作られた製品を輸入する際に、CO2分の価格差を事業者負担してもらう仕組み</p> </div> <div data-bbox="1637 708 2114 842" data-label="Text"> <p>※CO2の価格が相対的に低い他国への生産拠点の流出や、その結果として世界全体のCO2排出量が増加することを防ぐことが目的</p> </div> <div data-bbox="1637 863 1980 898" data-label="Text"> <p>※EU・米国で検討が進行中</p> </div> <div data-bbox="1630 903 2119 1107" data-label="Image"> </div>
国際	<div data-bbox="181 1209 667 1262" data-label="Section-Header"> <h3>国際機関による市場メカニズム</h3> </div> <div data-bbox="197 1273 1995 1308" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際海事機関（IMO）では炭素税形式を念頭に検討中、国際民間航空機関（ICAO）では排出量取引形式で実施 </div>	
社内	<div data-bbox="181 1347 734 1399" data-label="Section-Header"> <h3>インターナル・カーボンプライシング</h3> </div> <div data-bbox="197 1410 1227 1445" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業が独自に自社のCO2排出に対し、価格付け、投資判断などに活用 </div>	

諸外国におけるカーボンプライシングの導入の動き

現在、46の国・35の地域においてカーボンプライシングが導入済み又は導入の予定。

カーボンプライシング導入状況

1990年代：北欧を中心に炭素税の導入が進む。

- 1990年 **フィンランド**炭素税
- 1991年 **スウェーデン**炭素税、**ノルウェー**炭素税
- 1992年 **デンマーク**炭素税

2000年代：欧州でEU-ETS導入、北米で州レベルの制度導入が進む。

- 2005年 **欧州**ETS
- 2008年 **スイス**炭素税・ETS、**カナダBC州**炭素税、**ニュージーランド**ETS
- 2009年 **米国北東部州**ETS

2010年代：アジア、南米を含む世界中で導入が進む。

- 2010年 **アイルランド**炭素税、**東京都**ETS
- 2011年 **埼玉県**ETS
- 2012年 **日本 (全国)** 地球温暖化対策税
- 2013年 **米国カリフォルニア州**ETS、**カナダケベック州**ETS、**英国**カーボンプライスフロア
- 2014年 **フランス**炭素税、**メキシコ**炭素税
- 2015年 **ポルトガル**炭素税、**韓国**ETS
- 2017年 **カナダアルバータ州**炭素税、**チリ**炭素税、**コロンビア**炭素税、**カナダオンタリオ州**ETS、**中国 (全国)** ETS
- 2018年 **南アフリカ**炭素税、**カナダ連邦**カーボンプライシング
- 2019年 **シンガポール**炭素税
- 2021年 **中国 (全国)** ETS

(出典) World Bank「Carbon Pricing Dashboard」から環境省作成

長期戦略や約束草案におけるカーボンプライシングへの言及

ドイツ

- EU-ETSは、炭素価格を通して排出削減へのインセンティブを生み出し、各国における気候目標の達成を支援する。ドイツは、**EU-ETSがより効果的なものとなるよう、欧州レベルで取り組んでいく。**

フランス

- 目標は2016年の22€/t-CO₂から、2020年に56€/t-CO₂へ、**2030年には100€/t-CO₂まで引き上げる。**

米国

- 効率的なカーボンプライシングが重要**である。州・地域・セクターレベルのアプローチを進める方法、経済全体の政策メカニズムとするという方法が考えられる。

カナダ

- 炭素価格付けによって、民間部門の**投資とイノベーションに必要な市場シグナル**を提供することができる。

中国

- 炭素排出取引パイロットを構築し、**全国の炭素排出取引制度を着実に実施**するとともに、炭素排出取引メカニズムを徐々に構築する。

韓国

- 費用効率的な削減策の促進において、2012年に、「温室効果ガス排出枠の割当及び取引に関する法律」を採択し、全国の**排出量取引制度を2015年に開始**した。

(出典) 各国の長期戦略・約束草案から環境省作成

環境省におけるカーボンプライシングに関する検討経緯

カーボンプライシングのあり方に関する検討会

- 2017年6月～2018年3月まで、**計9回**開催。
- **環境経済学者等の有識者**がメンバー。
- 長期大幅削減と経済・社会的課題の同時解決に資するような**我が国のカーボンプライシングの活用のあり方**について、**大局的な見地から論点を整理**し、様々な方向性について検討。

中央環境審議会 カーボンプライシングの活用に関する小委員会

- 2018年7月～、**計11回**開催。
 - **環境経済学者等の有識者に加え、産業界（経団連、電事連、鉄連）**も参画。
(2021年3月2日（第13回会合）から日商も参画)
 - あらゆる主体に対して、脱炭素社会に向けた資金を含むあらゆる資源の戦略的な配分を促し、**新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性について審議**。
 - **2019年8月に「議論の中間的な整理（※）」を行ったところ。**
※カーボンプライシングの是非に関する様々な御意見を、両論併記したもの。
- 
- **2021年より小委員会を再開し、成長戦略に資するカーボンプライシングを検討**。

※2月1日（月）に第12回会合、3月2日（火）に第13回会合、4月2日（金）に第14回会合を開催

カーボンプライシングの検討スケジュール

経済産業省

「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」

環境省

中央環境審議会地球環境部会
「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」

・両省がお互いの会議体にオブザーバー参加
・双方の事務方レベルでも定期的な会合をもち、連携

2月17日 第1回研究会

- (1) 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等を取り巻く状況
- (2) 国境調整措置

3月1日 第2回研究会

- (1) 国境調整措置
- (2) 成長に資するカーボンプライシング①(現状把握)

3月23日 第3回研究会

成長に資するカーボンプライシング②(クレジット取引等)

4月 第4回研究会

成長に資するカーボンプライシング③

5月 第5回研究会

中間整理に向けた議論

2月1日 再開第1回小委員会

- (1) 「中間的な整理」以降の国内外の動き
- (2) 当面の議論の進め方
- (3) その他

3月2日 再開第2回小委員会

- (1) 炭素税について
- (2) クレジット取引について

4月2日 再開第3回小委員会

- (1) 国内排出量取引制度について
- (2) インターナルカーボンプライシングについて
- (3) 炭素国境調整措置について

5月 再開第4回小委員会

中間整理に向けた議論

6月 再開第5回小委員会(予定)

夏頃 中間整理(予定)

夏頃 中間整理(予定)

年内 政府として、一定の方向性のとりまとめ(予定)